

平成28年第1回京丹波町議会定例会（第2号）

平成28年 3月 7日（月）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1 番	坂 本 美智代 君
2 番	東 まさ子 君
3 番	森 田 幸 子 君
4 番	篠 塚 信太郎 君
5 番	山 田 均 君
6 番	山 内 武 夫 君
7 番	山 下 靖 夫 君
8 番	原 田 寿賀美 君
9 番	山 崎 裕 二 君
10 番	村 山 良 夫 君
11 番	岩 田 恵 一 君
12 番	北 尾 潤 君
13 番	梅 原 好 範 君
14 番	鈴 木 利 明 君
15 番	松 村 篤 郎 君
16 番	野 口 久 之 君

4 欠席議員（０名）

5 説明のため、地方自治法第１２１条の規定により出席を求めた者（２１名）

町		長		寺	尾	豊	爾	君			
副	町	長		畠	中	源	一	君			
参		事		伴	田	邦	雄	君			
参		事		山	田	洋	之	君			
総	務	課	長	中	尾	達	也	君			
監	理	課	長	木	南	哲	也	君			
企	画	政	策	課	長	久	木	寿	一	君	
税	務	課	長	松	山	征	義	君			
住	民	課	長	長	澤		誠	君			
保	健	福	祉	課	長	下伊豆	かおり	君			
子	育	て	支	援	課	長	津	田	知	美	君
医	療	政	策	課	長	藤	田	正	則	君	
農	林	振	興	課	長	栗	林	英	治	君	
商	工	観	光	課	長	山	森	英	二	君	
土	木	建	築	課	長	十	倉	隆	英	君	
水	道	課	長	山	内	和	浩	君			
会	計	管	理	者	谷	口	誠	君			
瑞	穂	支	所	長	川	嵩	勇	人	君		
和	知	支	所	長	榎	川	諭	君			
教	育	長		松	本	和	久	君			
教	育	次	長	中	尾	裕	之	君			

6 出席事務局職員（３名）

議 会 事 務 局 長	堂 本 光 浩
書 記	西 野 菜 保 子
書 記	山 口 知 哉

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） それでは、改めまして、皆さんおはようございます。

本日はご参集いただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成28年第1回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番議員・山田 均君、6番議員・山内武夫君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

2月29日に議会広報特別委員会が開催され、広報発行に向け協議が行われました。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可しましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（野口久之君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、通告に従い、順次発言を許可します。

最初に、山崎裕二君の発言を許可します。

山崎君。

○9番（山崎裕二君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

平成28年第1回定例会における山崎裕二の一般質問を始めます。

質問項目は三つ起こしております。町長及び教育長に答弁を求めています。

まず、一つ目に非正規公務員についてですが、町において臨時嘱託職員などの非正規公務員は合計何人か。

また、職種別、一般事務職員、これは事務系の常勤職員が通常行う業務に類似する行為を行う者。

技術職員、技術系の常勤職員が通常行う業務に類似する業務を行う者が該当します。

医師、これは嘱託医等が該当します。

医療技術員、薬剤師、臨床検査技師、栄養士、心理技術員、予防接種補助員、歯科衛生士、理学・作業療法士等が該当します。

看護師等、保健師、看護師等が該当します。

保育士等、施設保育士、施設内介護職員、介助員、指導員、寄宿舍指導員、ホームヘルパー、ガイドヘルパー等が該当します。

給食調理員、これには病院調理員、学校調理員等が該当します。

技能労務職員、一般事務職員の業務を除く技能・労務系の職務を行う者で、運転手、ごみ収集、家畜防疫作業、電気・ボイラー操作、守衛・庁務員等が該当します。

教員・講師・用務員、代替教員、学校講師、研修講師、児童施設講師、幼稚園教諭、英語指導助手等が該当します。

指導員、交通安全指導員、国民年金指導員等が該当します。

司書・支援員・相談員その他、公民館長、消費生活相談員、交通事故相談員、青少年相談員、統計調査員、埋蔵文化財調査研究員等、行政協力員、行政連絡員、駐在員等、施設管理人、市町村有林管理人等、奉仕員、森林巡回員等、その他、上記以外の職種で臨時・非常勤職員が従事しているもの。

こういった職種別のものであるとか、ないしは任用根拠別特別職非常勤職員、これは地方公務員法第3条第3項第3号に規定する臨時また非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員もしくはこれらのものに準ずる者として任用されているものが該当します。

一般職非常勤職員、一般職として期限つき任用されているもので、一般的に地方公務員法第17条に基づく任用とされているもの。

臨時的任用職員、地方公務員法第22条第2項または第5項に基づき臨時的任用されているものでは各何人か。

ちょっと長くなりましたが合計何人か。職種別に何人か。任用根拠別に何人かといったところを町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おはようございます。

答弁してまいりたいと思います。

2月の末日現在で、合計人数は延べ286人で、複数の事業に同一人が任用されている17人を除いた実人員では269人です。

職種別では、一般事務職員が３０人、技術職員が１人、医師が３人、医療技術員が１１人、看護師等が１３人、保育士等が６１人、給食調理員が３６人、技能労務職員が４３人、教員・講師が５０人、その他が３８人です。

任用根拠別では、地方公務員法１７条を根拠とする職員が６０人、地方公務員法第２２条第５項を根拠とする職員が２０９人です。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○９番（山崎裕二君） 今言っていただきましたが、臨時・非常勤職員、非常勤嘱託職員などの非正規公務員が増えたとしても、地方自治体の人件費は必ずしも増えるというふうにはなりません。その仕組みは、非正規公務員に支払われる報酬・賃金や費用弁償は、地方財政における歳出科目では、人件費ではなく物件費という費目に計上されるという事情に基づいています。

物件費とは、地方自治体が業務を遂行する際に支出する消費的経費のうち人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の経費の総称を指します。

具体的には、賃金、旅費、交際費、需用費、これには消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費などが該当します。役務費、通信運搬費、広告料、手数料などが該当します。備品購入費、報償費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費で構成されるということになりますが、非正規公務員への支払い総額は幾らになるか。昨年度、決算の普通会計において、物件費１２億８，３４４万８，０００円を占める割合は何％になるか。町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 臨時雇用賃金と嘱託職員賃金として普通会計から支出した金額は、２億５，０４７万９，０００円です。このうち物件費に区分された金額は、１億１，６５５万４，０００円で、約９．１％を占めております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○９番（山崎裕二君） 非正規公務員が全職員に占める割合は何％になるか。先ほどちょっと言っていた中で計算可能ですが、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ４９．１％です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○ 9 番（山崎裕二君） 平成 17 年の総務省「臨時・非常勤職員に関する調査」では、全国の臨時・非常勤職員数は 45 万 5,840 人と公表していました。同時点の正規公務員数は 304 万 2,122 人で、全職員に占める割合は約 15%、7 人に 1 人となります。

3 年後の平成 20 年調査では、臨時・非常勤職員数は、全自治体で 49 万 9,302 人となり、3 年前より 4 万 3,462 人増えました。同時点の正規公務員数は 289 万 9,378 人で、非正規率は約 17%、6 人に 1 人と拡大しました。

さらに、平成 24 年調査では、全自治体で 60 万 3,582 人で、4 年間で 10 万 4,280 人、およそ 2 割増えました。同時点の正規公務員数は 276 万 8,913 人で、非正規率は約 18%、5.5 人に 1 人が非正規公務員で、うち 60 万人超の 74.2% が女性というふうになっています。

四つ目ですが、平成 20 年、24 年の総務省「臨時・非常勤職員に関する調査結果」への回答と比べて、町の非正規公務員は増加傾向にあるのか。町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 増加傾向にあると認識しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○ 9 番（山崎裕二君） この非正規公務員を活用する理由には、臨時的・一時的な業務量の増加に対応するためであるとか、週の中での業務量の繁閑に対応するため、フルタイムで従事することを必要としないであるとか、将来的に業務自体を廃止または削減することが見込まれる業務に対応するためであるとか、補助的・定型的業務に対応するため、特定の経験・知識、資格等を必要とする業務に専門的に対応するため、常勤職員の職が欠員となった場合の代替職員の確保のためであるとか、特定の業務のみに従事されるとき常勤職員とは異なる人事管理が必要であるため、任期ごとに能力、適正を見きわめて適材を任用することができるためであるとか、地方公務員法上の規制が（全部または一部）除外されており、弾力的な運用が可能であるためとか、人材が不足しており、常勤職員としての採用が困難であるため、職員の新たな配置が必要であるが、常勤職員の定数枠が足りないため、人件費を削減するため、その他の理由が想定されますが、非正規公務員を町に置いて活用する理由は何か。臨時的・一時的・補助的・定型的業務とは、それぞれどのような内容を意図しているのか。町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 業務の繁忙期、あるいは一時的に増加した業務などに対応するため

す。

臨時的、一時的とは、職の存続が暫定的であることと、それに伴う任用に時間的な限りがあることを、補助的、定型的とは、職務遂行上、特別な判断や意思決定を必要としない職務の内容を意味するものと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 通勤費に関してですが、町臨時的雇用職員に関する規程第14条によると、臨時職員には通勤費を支給するとあり、通勤費は1日の勤務時間が8時間で週5日勤務した者に支給する。通勤費の額は、通勤届に基づき京丹波町職員の給与に関する条例第10条の規定に準じた額とすると規定しています。

ここで疑問があります。町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条では、職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を越えない期間につき1週間当たり38時間45分とするがあります。正規職員の勤務時間は、1日当たり7時間45分です。距離要件などを満たすと通勤手当の支給対象になる。しかし、臨時職員の通勤費は、1日8時間掛ける週5日で40時間勤務した者に支給としています。この差の理解に苦しんでいます。

平成26年7月4日付で、総務省自治行政局公務員部長が「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」を通知しています。同通知は、平成21年4月24日付の総務省自治行政局公務員部公務員課長・給与能率推進室長通知「臨時・非常勤職員及び任期付短時間勤務職員の任用等について」に続くものです。

その通知によると、非常勤の職員に対する通勤費用相当分については、費用弁償として支給することができるものであり、支給する場合には、所要の条例の規定を整備するなどして適切に対応すべきであることに留意が必要であるとしています。

加えて、新たな通知の背景とポイントにおいても、地方自治法第203条の2において、短時間勤務職員以外の非常勤の職員には、報酬及び費用弁償を支給することとされており、手当は支給できないものである。ただし、時間外勤務に対する報酬の支給や、通勤費用の費用弁償については、適切な取り扱いがなされるべきとの言及があります。

敷衍します。非正規公務員には、長らく通勤手当を支給していない実態が看取でき、市町村など（政令市を除く市区町村1,728＋一部事務組合・広域連合など1,661を足した3,389を分母として）、臨時職員への通勤費の支給は3割ほどという結果になっています。

正規職員への通勤手当の支給根拠は、各自治体制定の給与支給条例に基づき、片道2キロ

以上、交通機関または交通用具を利用して通勤するものに支給しています。

他方、非正規公務員に対しては、先にもあった地方自治法第203条の2、第204条の定めから、通勤手当を含む諸手当は支給できないものと誤解が流布していました。

20年前、旧自治省は「非常勤職員に対する通勤費用相当分の費用弁償の支給に関する想定問答集」で、通勤費は手当ではなく、実費弁償として支給してもよいとの解釈変更がありました。

通勤費の支給は、これに伴い広がり始めました。

確認の必要性を感じ、質問を起こしてみました。

i JAMPの記事にも、総理は2月26日（金）の衆議院総務委員会で、地方自治体の臨時・非常勤職員が受ける給与などの処遇内容に関し「適切な時期に実態について調査を実施し、取り組みの進捗状況をフォローアップしながら、必要な処遇の確保に取り組む」と表明しております。社民党の吉川氏への答弁であります。

ここで六つ目ですが、町臨時的雇用職員に関する規程では、通勤費は、1日の勤務時間が8時間で週5日勤務した者に支給するとある（正規職員の1日の勤務時間は7時間45分）。通勤費支給のある臨時職員は何人か。また、上記の勤務要件を満たさない臨時職員に対して、通勤費を支給しない理由・根拠は何か。町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 2月末日現在で52人の職員に通勤費を支給しております。また、任期に限りのない、いわゆる正職員の勤務時間を臨時的任用職員における通勤費の支給、非支給の基準として運用しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 先の26年通知によると、時間外勤務に対する報酬の支給については、本来、非常勤職員については、勤務条件として明示された所定労働時間を超える勤務は想定されるものではないが、労働基準法が適用される非常勤職員に対して当該所定労働時間を超える勤務を命じた場合においては、当該勤務に対し、時間外勤務手当に相当する報酬を支給すべきものであることに留意が必要である。さらに、仮に労働基準法に定める法定労働時間を超える時間または休日等の勤務を命じた場合には、当該勤務に対しては、同法第37条の規定に基づき割り増しされた報酬を支給するなど、同法の規定に沿った適切な対応を行う必要があることに留意すべきであるというふうにしております。

七つ目ですが、昨年度決算において、非正規公務員に当該所定労働時間を超える勤務を命

じた時間は合計何時間であったか。

また、当該勤務に対し、時間外勤務手当に相当する賃金として、幾ら支給しているか。

同じく、非正規公務員に労働基準法に定める法定労働時間を超える時間あるいは休日などの勤務を命じた時間は合計何時間であったか。

また、当該勤務に対し、同法第37条に規定に基づく割り増し賃金として、幾ら支給しているか。町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 所定労働時間を超える勤務時間と所定労働時間を上回った勤務に対して支払われた賃金額は把握できておりません。

また、法定労働時間を超える勤務時間とそれに伴い発生した割り増しを含めた賃金額は、1,726.5時間、金額が240万3,392円であり、賃金の割り増しの支給割合は、いわゆる臨時職員は100分の125、嘱託職員は正職員と同率となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 平成23年4月1日施行の地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、一定の非常勤職員について育児休業を取得することができるようになる措置がありました。同法では、育児休業をすることができない職員について、法で定める職員のほか、条例で定めることとしています。具体的には、非常勤職員の育児休業をすることができる期間等や部分休業に関して条例で定めることが求められています。

そこで八つ目ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の23年4月改正より、非正規公務員も育児休業を取得可能になった。育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律では、同法で定める職員以外については、その詳細を条例で定めることを求めている。非正規公務員の育児休業期間や部分休業などに関する条例整備は進んでいるのか。町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 条例整備は進んでおりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 非正規公務員への退職手当支給を適法とした東村山市嘱託職員退職手当支給損害賠償請求住民訴訟（東京地裁平成19年12月7日）、これは任用期間が更新され、3年以上在籍することになった市の嘱託職員が地方自治法203条1項による非常勤職

員ではなく、同法204条1項による常勤職員に当たるとされた事例及び任用期間が更新され、3年以上在籍することになった市の嘱託職員に対する離職報奨金の支給が適法であるとされた事例です。一審の判決を覆し、退職手当の支払いを命じた中津市非常勤職員退職手当支給請求訴訟（福岡高裁平成25年12月13日）、これは大分県中津市の中学校で33年間非常勤の図書館司書として働いていた男性が、市に退職手当約1,090万円の支払いを求めた訴訟です。二審は退職手当を勤続報奨として支給されるため、常時勤務した実態があれば適用対象とすべきだと一審判決を取り消し請求を認めました。これに関しては、昨年11月17日に最高裁の判決も改めて出ております。

この二つの判例について、どういうふうに評価しているか。町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 臨時・非常勤職員に対する任用の根拠となる勤務条件等の明示の重要性と条例、規則の整備によって、任用に関する制度を明確にすることの必要性を示すものと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） ちなみに、中津市の訴訟では、先ほども触れましたが、昨年11月17日の上告審判決で、最高裁は全額支払いを命じた二審福岡高裁判決を破棄し、請求を棄却していると。これに関しては、特別職の公務員に該当するというような判決結果だったと思います。

さらに、最後になりますが、26年通知では、16年に地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の改正により導入した同法第4条または第5条に基づく任期付職員制度は、各地方公共団体の行政運営において最適と考える任用・勤務形態の人員構成を実現するための手段の一つであり、本格的業務に従事する者として位置づけられ、相応の給与や休暇等の勤務条件が適用されるほか、3年ないし5年以内という複数年の任期が保障される制度である。

任期付職員制度は、各地方公共団体の政策判断で条例に基づき制度化されるものであるが、各地方公共団体にあっては、臨時・非常勤職員の任用根拠ごとの趣旨に適合した任用のあり方を検討していく過程において、現在、臨時・非常勤職員制度により対応している具体的な任用事例について本格的な業務に従事することはでき、かつ複数年にわたる任期設定が可能である場合には、任期付職員制度の積極的な活用について検討されたいとあります。

臨時嘱託職員により対応しているもののうち、本格的な業務に従事しており、かつ複数年

にわたる任期設定が望ましいものについては、条例に基づいた任期付職員制度の活用を検討していくべきではないか。これに関して、町長の見解をお聞かせください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） このことは参考としたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 続きまして、教育環境の整備について教育長に質問をいたします。

まず、本年度、小学校4～6年生、中学生の全員を対象にハイパーQ-Uアンケートが実施されたと。このQ-Uアンケートは、以前にも触れたことはありますが、日本語訳の有用なアンケート、言葉の響きのQ-U、クラスメイトに当たる級友ですね。学級の友達をかけたものです。子どもたちの回答からいじめや不登校につながるサインをつかむために開発されました。あなたのクラスは、みんなで仲よく協力し合っているといますか。学校内に気軽に話せる友達はいますかなど、質問項目はおよそ30問です。

分析結果は、一人ひとり数値化され、子どもたちの心理状態が一目で把握可能になっています。グラフは四つのマトリックスに分割され、右上に満足群に行くほど現況やクラス活動に意欲的に取り組んでいるとされます。対照的に、左下、不満足群・要支援群によるほど、無視やからかい、疎外感、居心地の悪さなどからいじめを受けている可能性が強い判断され、クラスの雰囲気や苦痛を感じていると読み取れます。学校生活に満足していない子は、全国の小学校高学年で約4分の1という傾向が出ています。

そこで、次の点について質問を起こしております。

クラスでの居場所（承認尺度）、いじめ（侵害尺度）などの学級満足度尺度、友人や学級との関係、学習意欲などの学校生活意欲尺度は、各校でどのような傾向であったか。教育長お答えください。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） ハイパーQ-Uアンケートの実施結果でありますけれども、実施をいたしました各小中学校ともおおむね共通した結果でありました。

学級満足度尺度につきましては、全体として全国水準を上回る結果となっております。このことから、多くの児童生徒にとって学級が安心できる居場所となっていると考えられます。

ただ、一部には支援を要する児童生徒、また集団の中で承認されることが少ない児童生徒がいるとの結果も出ておりますので、さらに丁寧な指導支援をしていきたいと考えています。

学校生活の意欲尺度につきましては、特に友人関係づくりにおいてよい傾向にあるとの結

果が出ておりますので、これらを生かして学習意欲などさらに高めていく必要があると考えています。さらに、学習意欲の高い集団は、学級満足度の高さに相関関係であるとの結果も出ております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 以前、育親中学校の校長先生時代に、松本教育長はハイパーQ-Uアンケートに積極的に取り組まれたというような意見交換をさせていただいたことがあります。

そこで、二つ目ですが、平成27年度いじめ調査の状況についてですが、1学期に、第1段階、児童生徒が心身の苦痛を感じているものに関しては144件あった。これが2学期には111件になったと。中学校では、29件であったものが12件になっていると。そして、第2段階として、第1段階のうち教職員が組織的、継続的に指導や経過観察の必要がある状況にあるものとしては、小学校では1学期の2件から2学期のゼロ件、中学校では1学期の2件から1件になっていると。こういったところであります。

そして、特徴的な状況としては、先ほども言いましたように、認知件数が減少したことと。冷やかし、からかい、嫌なことを言われるが最も多いと。小学校で59件、中学校で6件ある。

次に、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたりといったことが、小学校で29件、中学校で6件と多くなっているということですが、第1段階から第3段階を尋ねる今のいじめ状況調査とハイパーQ-Uアンケートの整合性はどうか。教育長お答えください。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） ハイパーQ-Uアンケートといじめ状況調査との整合性については、全体的な傾向としては、ハイパーQ-Uアンケートの学級満足度における侵害行為承認群、及び学校生活不満足群といじめ状況調査に一定の相関関係があるという結果になっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） ハイパーQ-Uアンケートといじめ状況調査の今後の実施計画はどうなっているか。教育長お答えください。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） ハイパーQ-Uアンケートにつきましては、平成27年度から町内小学校4年生、中学校では1年生から3年生までを対象に実施をしております。平成28年

度についても引き続き実施を予定しております。いじめ状況調査についても引き続き年3回、学期ごとにアンケート調査を実施することとしております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 小学校4年生から6年生ではないですかね。もう一度お願いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 町内小学校については、4年生から6年生までであります。

失礼いたしました。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 続きまして、部活動指導員に関してですが、文部科学省のホームページに、チームとしての学校のあり方と今後の改善方策についてという答申のアップロードがありました。中央教育審議会では平成27年12月21日の第104回総会において「チームとしての学校のあり方と今後の改善方策について（答申）」を取りまとめました。とあります。その内容の一部を取り上げます。

部活動に関する専門スタッフとして、部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学校教育活動の一環として、大きな意義や役割を果たしている。また、部活動指導員の充実については、生徒や保護者、地域の期待も高い。

その一方で、平成26年7月に日本体育協会が公表した「学校運動部活動指導者の実態に関する調査」によると、運動部活動の指導者について、担当教科が保健体育以外であり、担当している部活動の競技経験もない教員が中学校で45.9%、高校で40.9%という結果が出ている。

さらに、TALISという調査では、中学校教員の課外活動指導時間は、週7.7時間であり、国際調査の参加国平均の2.1時間と比較すると、大幅に長いという結果が出ています。

そこで、部活動指導員（仮称）というものの提言があります。

現状と課題等については、以下にまとめられておりますが、ちょっと触れていきます。

部活動の指導を充実していくためには、地域のスポーツ指導者等の参画を得ていくことが重要であるが、部活動の指導者や顧問に関するルール等については、全国的な基準があるわけではなく、都道府県や競技種目によって異なっている。

今後、部活動をさらに充実していくという観点から、教員に加え、部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことができる新たな職（仮称）部活動指導員のあり方について検討す

る必要がある。

ただし、部活動の顧問の業務には、生徒に対する技術的な指導だけでなく、部活動に関する年間・月間活動計画の作成や部活動予算の調整、学校内外の顧問会議への出席等もあることから、（仮称）部活動指導員は、教員との連携・協力が不可欠である。

また、教育委員会は、（仮称）部活動指導員配置の効果が十分に上がるよう、学校の部活動指導の方針や計画等を踏まえ、具值的な配置を検討することが重要である。というふうにしております。

乗り越えていくべきハードルは決して低くはないですが、その分、軌道に乗れば、学校教育環境のソフト面の充実に大きく寄与すると思料しています。部活動指導員に大きな期待を寄せていると。

中学校の学校の先生の勤務時間は１日１３時間であるとか、１週間に本を読む時間が平均でしたら、毎日１５分もとれないという状況にあるとか、そういうような教員の多忙化も指摘される中で、二つ目として、もう一度確認しますが、昨年末の中央教育審議会答申で、教員の負担軽減などを目指して、部活動指導員（仮称）の制度が盛り込まれたと。早ければ、２８年度中に学校職員として法令に明記され、顧問や引率も可能となる。制度検討を行い、地域の方々、ボランティア人材などを募って、部活動の指導に加わってもらう考えはないか。教育長の考えをお聞かせください。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 教員の多忙化については、校種を問わず検討すべき状況にあると認識しております。

そうした中、中学校のクラブ指導については、教員と生徒の信頼関係の構築、あるいは生徒指導の面からも非常に重要な場であると考えております。クラブ指導の充実に向け、地域の方々からの協力も得て、部活動の指導に協力いただいている例も町内にはございます。部活動支援員の制度化については、府の検討状況、動向をよく注視し、学校の意見もよく聞きながら研究していきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○９番（山崎裕二君） 三つ目ですが、文部科学省の調査によると、私立大学の授業料平均額は前年度比０．５％増の８６万４，３８４円で、３年連続の増加となっております。初年度納入額は１４３万４，３２９円です。ちなみに理系学部に限定すると、授業料の平均は１００万円を超えていると。さらに、２月２９日に公表された労働者福祉中央協議会による奨学

金に関するアンケートにおいても、奨学金返還が結婚に影響していると答えた割合が31.6%、出産への影響があるとの回答が21.0%の結果でした。給付型奨学金の充実が少子化の歯どめに効果を用いるとの指摘が付されています。

町の育英金給付額は、給付型の奨学金として町の奨学金はありますが、全国でも誇るべき制度だというふうに、町の誇るべき制度だというふうに認識していると。この観点は前にも触れましたが、今も国公立大学の授業料が30万円台であった旧丹波町育英基金の頃と変わらず、大学生で年間18万円以内のままであると。さらには、私立大学の授業料も年々上昇しているというふうな状況にあります。

この点などからも較量して、再びの提案になるんですが、給付額引き上げの提案を評議員会に諮る考えはないか。教育長お答えください。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 平成26年度の京丹波町育英資金評議員会において、「給付額の引き上げ」、「保護者等の税や公共料金の未納があってはならない」ということについて、慎重に検討をいただきました。

その結果、「保護者等の税や公共料金の未納があってはならない」という要件については削除することといたしました。「給付額の引き上げ」については、育英資金の財源が育英基金と一般財源からの繰り入れによるものでもあり、限りある財源でございます。

また、京都府下の状況から見ても、給付額については、現状維持という意見でございましたので、現在のところ改めて評議員会に諮ることについては考えておりません。

以上であります。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今年度、ふるさと応援寄附金の増額がかなり、それによる特定目的の積み立て分を来年度以降していくということになりますので、こういったところにまた財源を振り分けていただくべく、教育委員会としてもまた考えていただくと。そういったところは私のほうからもまた引き続き訴えていきたいと思えます。

文部科学省のホームページに「いじめが抵触する可能性がある刑罰法規の例について」とあります。刑法第176条の強制わいせつであるとか、刑法第204条の傷害であるとか、刑法第208条の暴行、刑法第223条の強要、刑法第235条の窃盗、刑法第249条の恐喝、刑法第261条の器物損壊等、こういったところが触れられております。

いじめは犯罪とする根拠の列举です。何よりもまず、児童・生徒のハートを守る学校であってほしいと願っていますが、須知高校でこういった抵触するような可能性があるいじめが

あったというふうな報告を聞いております。

そこで質問ですが、須知高校にいじめ対策や、さらには精神的ケアが必要な生徒がいると聞くと、どのように対応しているか。そして、須知高校いじめ防止基本方針は適宜機能したのか。そういったところをヒアリングいただいてと思いますので、教育長お答えください。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） まず、須知高校は、町教育委員会が直接所管する学校ではございませんが、須知高校におけるいじめ対策、精神的なケアについては、学校と関係生徒、保護者が緊密に連携しながら取り組みが進められたというふうに伺っております。

また、具体的な取り組みについては、須知高校いじめ防止基本方針に基づき、適切な対応と指導がなされたと聞いております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 町内の有力な進学先でありますし、もともと町内の在住の生徒がそういった被害に遭ったといったことも聞いておりますので、また注視のほどよろしく願いいたします。

五つ目ですが、3地区の学童保育の現状と課題、今後の方向性をどのように把握しているか。教育長の見解をお聞かせください。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 学童保育事業につきましては、保護者の就労等により放課後に保育を必要とする児童に対し、集団生活の中で健全な育成を図ることを目的として、丹波地域・瑞穂地域・和知地域の3カ所で現在事業を実施しております。町内の小学校に在学する1年生から6年生までを対象としております。

本年度1月までの平均登録児童数は、丹波地域（1組）50人、瑞穂地域（2組）51人、和知地域（3組）22人となっております。

平成27年4月から開始となりました子ども・子育て支援新制度において、放課後児童クラブの運営基準が新たに設けられ、放課後児童支援員として事業に従事するためには認定資格研修の受講が必要ということになりました。現在、指導員さんに順次研修を受講いただいているところであります。

課題としては、丹波地域、瑞穂地域の学童保育を行っている場所については、老朽化もあり、検討を進めていく必要があると考えております。

今後の方向性として、就労をしている保護者の現状を把握し、それにより応じた運営がで

きるよう努めてまいりたいと考えております。また、支援員研修の受講を今後も推進し、児童の健全育成を図るために必要な知識及び技能の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 特に丹波地区の場合、老朽化した施設がありますので、学校内での学童保育といったところも強く考えていくようにといった文部科学省の方針も出ておりますので、そういったところも検討いただいて、よりよい学童保育の環境につながるようにということをお願いしておきます。

三つ目ですが、企業版ふるさと納税についてです。

これは、平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）の中に、地方創生応援税制の創設、企業版ふるさと納税の盛り込みという形でありました。その要望内容の概要は、地方創生、人口減少克服といった国家的課題に対応するため、地方公共団体が行う一定の地方創生事業に対して企業が行う寄附について、現行の損金算入措置に加え、法人住民税及び法人税から税額控除をすることができる制度を創設するとともに、所要の規定を整備する。

なお、「一定の地方創生事業」とは、地方版総合戦略に位置づけられた、地方創生を推進する上で効果の高い事業として法律に基づき内閣府が認定したものをいうというふうにあります。

地方公共団体が行う地方創生事業に対する企業からの寄附を募る地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税の創設が決まったと。本制度は、都市部と地方の税収の偏在縮小や企業負担を寄附額の約70%から約40%に減らす（現行の損金算入措置に加え、法人住民税などから税額控除する）ことによって寄附を促し、地方創生や地域活性化に対する企業の協力を引き出すことを狙いとしていると。

町として、企業版ふるさと納税受け入れを目指した構えや備えなどの検討は行っているのか。町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 企業版ふるさと納税を活用した戦略事業については、自主財源確保の手段の一つとして検討することとしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 昨年末に、ふるさと納税を30万円いただいた南丹市の方、南丹市で企業経営をされています。額はともかくとして、ふるさと納税のお礼を私が頼んだ経緯もあ

ってさせていただいたと。そのときに、また企業版ふるさと納税のほうも４月から徐々に開始されていく見通しになりますのでという話をしたら、また企業としてもふるさと納税という形で応援をしたいというようなことを言っていただいておりますので、しっかりとそういったところに対して構えと備えを持っていただいて、たくさんの地方創生事業に充てられるように、自主財源の確保という形で進めていただきたいと。

もちろん、今の個人のふるさと納税に対しても、一層努力していただきたいですし、そういったところに関しても構えと備えを持っていただきたいというふうなことを指摘して私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君）　これで山崎裕二君の一般質問を終わります。

次に、村山良夫君の発言を許可します。

村山君。

○１０番（村山良夫君）　今、議長の許可を得ましたので、平成２８年第１回定例会における私の一般質問を、かねて提出しております一般質問通告書に基づき行いたいと思います。

まず最初に、施政方針についてお伺いいたします。

合併１０年を経て、次の１０年に向けての第一歩の年度と位置づけ積極的な政策を掲げておられます。議員としてはもちろん一町民としても、その実現に大いに期待するところであります。

そこで、これらの施策の推進、実現には、財政力の裏づけが絶対条件だと思うんですが、町長の見解をお伺いします。

○議長（野口久之君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　平成２８年度において取り組むこととした各施策につきましては、財政的な負担を含めて検討した上で、将来に向けて町にとって必要不可欠なものであると判断し、実施することとしたものであります。

今後は事業・施策の実施の是非につきましても、厳しい判断を迫られることになると考えております。町にとって真に必要な事業を見きわめ、財政状況との折り合いをつけながら、持続可能な町政を実現していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君）　村山君。

○１０番（村山良夫君）　今おっしゃったとおり、やるべきことはたくさんあると思うんですが、財政的な裏づけがなければできないことになりますので、当然、選択した投資が必要になってくるということになると思います。ぜひそういう中で、重要なものに、また町民が喜

んでもらえるものに資金投資をしていただいて、行政の充実を図っていただくようお願いをしておきます。

次に、先ほどもお話にありましたけども、健全財政の維持に向けてまず大事なことは、地方債の残高の縮小が本町の課題であるというように指摘をされています。私もそのとおりだと思います。政策の推進、実現のために、強力かつ継続的な財政力が大事であるというのは、先ほどもお話しされたとおりであります。そのためには、健全財政の構築が必要であると思います。具体的には、地方債の縮小と適正水準の基金の積み上げ。一般的に言えば、借金をできるだけ減らして、適当な貯蓄を積み上げていくということになると思いますが、しかし、この方針と地方債の残高の推移を見ますと、ここ数年、増加傾向にありますし、平成27年度の決算でも増加の見込みであります。

加えて、平成28年度の予算では、増加の計画になっております。今後、合併特例分の交付税の段階的縮小は必至でありますし、いつも出ている自主財源の改善、必要なことですが、当町の今の環境から行きますと、そう急激に改善が望める状態ではありません。やはり今後も起債に頼らざるを得ないことになってくると思うんですが、この施政方針の政策の推進の実現が起債に頼るものを少なくして可能なかどうか。町長の見解をお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 地方債残高につきましては、特に本町におきましては、今後これまでに以上に厳しい財政状況に直面することから、縮小に努めなければならないと基本的に考えております。

平成28年度に実施する事業につきましては、財政的な負担を含めて検討した上で、将来に向けて町にとって必要不可欠なものであると判断し実施することとしたものであり、結果的に地方債残高が増加する見込みとなりますが、やむを得ないことと考えております。

本町のような自主財源が乏しい小規模自治体にあつては、起債に頼らず事業を行うことは現実的ではありません。地方債残高等の財政的な影響を見きわめた上で、町にとって真に必要な事業につきましては、過疎債や合併特例債といった交付税措置のある有利な地方債を積極的に活用していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 一つそのようによろしくお願ひしたいと思います。

次に、施政方針の中で、財政健全化対策が急務であるというように述べられておられます。

強力な財政力、すなわち健全な財政は、安心・安全なまちづくりに欠かせないことだと私も思います。財政の健全化の基本は、入りを見るよりも先に出を見ろという先人の言葉のとおり、歳入の増減をみるよりも、歳出を改善するということに注目すべきであり、また努力をするべきであると思うわけです。その具体的な第一歩というのは、もう常識的なことですが、経常的経費の節減にあります。最も重要なのは人件費・物件費にあるというように思いますし、またこれは行政の立場の方も周知のとおりだと思います。

しかし、平成28年度予算の歳出部門の性質別構成比を見てみますと、平成27年度に比較しまして、人件費で0.2%、物件費で0.9%、合計1.1%の増加になる予算が組まれています。平成28年度の予算額を基準に、この1.1%を算出しますと、約1億2,700万円の増加ということになります。町長が述べられた施政方針での健全化対策と予算との適合性について、町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 財政健全化のために、人件費・物件費の節減は大変重要であると考えております。平成28年度予算において人件費・物件費が増加しておりますが、職員一人ひとりが、1円たりともお金を無駄にしないという思いを持ち、まちづくりに必要な経費を積み上げて編成したものであります。

人件費につきましては、一般職員分においては、人事院勧告の反映により、給料・勤勉手当等が増加しており、また、嘱託職員においては、人数の増加を見込んでおります。

一般職員については、合併以後、職員数は大きく削減されておまして、現在の職員数279人は、本町の合併後の組織体制や業務量から限界に近く、これ以上の職員数の削減は困難と考えております。

嘱託職員の増加につきましては、地域おこし協力隊の増員を見込んだものですが、町の活性化のために必要な施策として取り組んでおり、通常の事務的な人件費が増えた部分ではございません。また、特別交付税も措置されますので、ご理解いただきたいと思います。

物件費の増加につきましては、経常的な経費ばかりではなく、地方創生への取り組みとして観光施策やまちづくり施策の充実を図った結果、臨時的な経費が増えているという部分もございます。全て、これからのまちづくりに必要不可欠な経費だということでもあります。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 今のお話のとおり、必要なものを予算化されたということになると思うんです。ただ、人件費につきましては、確かに合併によりまして人数は減ってると思う

んです。人件費は、平均給与掛ける人数になりますし、また仕事の量というのは、人数がいたら同じ仕事ができるというのではなしに、1人の能力が高まれば、仕事は少人数でもできるということになると思います。

この前、商工会関係者と議員との懇談会の中で、職員の資格について、特に専門職の土木関係の資格者についてご意見がございました。指名業者を受けるためには、業者は、それぞれ施工管理技師を必要な人数を確保しないと、指名業者は受けられない。ところが、実際、それを監督されている行政のほうの担当職員にその資格者の人があるのかどうかというような疑問もありました。

前にも申し上げましたが、人の数だけではなしに、1人の能力を上げるために、給与制度もある程度変えて、資格をとれば待遇もよくなるという制度の導入をしない限り、先ほど町長がおっしゃったように、もうこれ以上人は減らせないという状態になっているんだと思うわけです。

答弁は結構ですけども、今後はこれ以上減らさないのなら、この人で、この人数でもっと充実した行政運営ができるように、人材の育成のための施策を給料ベース等も含めて考えていただきたいことを提案して、この質問は終わりたいと思います。

次に、決算書の財産に関する調書というのがあるんですけども、そのことについてお聞きしたいと思います。

これは、施政方針でも財政の健全化対策が急務であるというように述べられてますように、健全化対策の構築のためには、やはり正確な財政状況の把握がその第一歩であると思います。町の財産、すなわち町民の財産を記載した財産に関する調書についてお伺いをしたい思います。

まず最初に、決算書に、現在、財産に関する調書というのを決算資料として添付されていますが、この意義は何にあるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 財産に関する調書は、地方自治法施行令第166条第2項の規定に基づくもので、公有財産、物品、債権及び基金の別に、決算年度の財産の異動状況を明確にするためのものであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 地方自治法ではそうなっているので、これから質問することもそうだとおっしゃったら、これ以上聞くことはできないんですけども、普通一般的には、財産と

いうのは、相続財産という言葉も含めまして、資産の部分と負債の部分があって、その両方を財産というようにあらわすのが一般的だと思うんです。これは、先ほどおっしゃった地方自治法に基づくので、そうでないのだとおっしゃったら質問にはならないんですけども、やはり財産ということをよりよくわかるためには、資産もあつたら負債もあるのですから、負債も記載をすることが必要だと思うんですが、財産に関する調書に負債の部分が記載されていないのはなぜなのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 財産に関する調書は、地方自治法施行規則第16条の2に基準となる様式が規定されております。

また、京丹波町財務規則第103条第1項において、同様式にて作成することが求められていますので、それらに基づき作成しているということです。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） そういう回答になると予測をしながらしてるんですけども、そうした場合に、例えば一つの例ですけども、グランベールゴルフ場の地上権の設定というのは、物権という財産の中に記載してあります。

しかし、一方、決算書等にも記載されているように、この反対側としまして、地主に対する債務負担行為という負債があるわけですね。そういうことで考えますと、財産をより町民によく知っていただくという意味では、この1点を取り上げても、片方では財産として地上権の設定を見ながら、その地上権の設定をしているがために債務負担行為があるということが上がっていないというのは、非常に矛盾したことだと思うんです。地方自治法というのはなかなか変えられなくても、町の規則については、もう少し現実的なものに変えていく気持ちがないかどうか、再度質問いたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 行政の長としては、現在の自治法施行規則を遵守したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） よくわかりました。

ただ、頭の隅には矛盾しているということは、前にも町長若干おっしゃっていましたが、理解はある程度していただいていると思いますし、やはりできるだけ正確なものに近づけていただくように、機会があれば検討いただくことをお願いをしておきます。

次に、しつこいようですけども、財産に関する調書の私が思う問題点について指摘をしたいと。また、ご意見をお聞きしたいと思います。

まず最初に、土地の表示でございますけども、これは面積で記載されています。財産ということで考えますと、土地の価格というのは、存在する場所によって、ということは、ほかの物品なんかは市場を動かせるわけですけども、土地は、京丹波町にある土地を、今京都で一番高いと言われている四条河原町の高島屋の角へ持っていくということはできないわけですから、立地条件によって格差が異なるということは承知のとおりだと思うんです。財産ということで考えますと、経済的価格、今申しました立地条件によって金額が違うということを加味した状態で記載するのが一般的というんですか、そうしないと意味がないと思うんですが、町長の見解をお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 意味がないとまでは思っておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 意味がないとは思っていないけども、必要であるとは思っているのかなというのは推測としておきます。

そこで、具体的な例としてお聞きをしたいんですが、例えば、高原小学校の跡地ですね。無償貸与をされています。いわゆる結果的には地上権、先ほど物権に上がっている地上権を認めたことになるわけですね。そうしますと、面積は変わらないけども、価値は地上権を認めた以上、多分建築物ですから、40年間は特別なことがない限り立ち退きを要求するということとはできないし、またする場合には、それ相応の費用が必要になるわけですね。そういう現象が起きたときには、財産に関する調書には何の変更もしないのかどうかだけ、答えられたら教えてください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） どの部分の通告ですか。済みません。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 具体的な通告はしておりません。ただ、財産に対する記載というのが土地でしてありますね。ところが、高原小学校を無償貸与した場合に、土地の面積は変わらない。しかし、その価値というのは、地上権の設定を認めたわけになりますから、一般的に相続財産で考えますと2分の1になるというのが一般的なんです。そういうことが財産目録にその都度そういう状況が出たときは記載をされて、正しい財産の把握をするようにされ

ているのかどうかということがお聞きしたいんです。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それはしておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 次に、建物についてお聞きをしたいんですが、建物の中には、多分、行政活動に活用不能というんですか、できなくなった建物やら、また周辺住民の安心・安全面からも解体撤去をすべき建物が財産として記載されているというように思うわけです。これらの建物は、解体するにも、また行政施設として再活用するにも費用が必要なものです。これらは財産というよりも、これから活用するために、また撤去するために費用が要るわけですから、その建物があることは財産と違って負債だというように思うんです。負債の記載が必要でないと言っているのは、これ以上聞いても意味がないのかもわかりませんが、そういう状況を考えますと、建物についてももう少し現実的な記載の方法を検討される必要があるというように思うんです。そういうことに努めていただけるかどうかということをお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういうことを法律条例が求めてきたときには、きちっと評価する義務があるという認識でおります。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） それで、実は、建物につきましては、全町全部は回れなかったんですけども、旧丹波町と瑞穂町の一部の建物を自分のわかる限りで回ってみました。確かに倉庫として活用しているんだと。不要なものではないとおっしゃったら、そうかなというぐらいいろんなものが突っ込んでありました。入れてあるものそのものも、多分、行政では数年間使っていないものが入っているのではないかなと思います。

特に須知小学校の校舎の廊下の部分が、中へ入れませんので窓越しに見ますと、非常に燃えやすいもの、例えば、段ボールの空箱だとか、看板とか置いてあるんですね。須知小学校だけを言うのではないですけど、あの場所というのは、人の目からは見にくい場所にありますし、加えてガラス窓が多いですから、入ろうと思えばいつでも誰でも入れるわけです。そういうことを考えますと、防火上からも、今みたいな倉庫として活用されるというのは、それなりにちゃんとしておられないと、いいのかどうか。倉庫として活用しているんだか

ら十分だというようなことではなしに、ああいう使い方だったら解体撤去しておくべきと思うんですが、町長の見解をお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それを財産と称しております。財産に関する調書は、地方自治法施行規則第16条の2に規定する様式により作成しているということです。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 地方自治法に基づいてしているということですので、これ以上質問しても意味がないと思いますが、やはりそういう法律があるにしても、実際、そういう資料をつくるためには、先ほどから申し上げています人件費も必要ですし、そういう資料をつくるための物件費も必要ですし、同じお金をかけるのなら現実的な、一般に町民の方が本当に自分の財産はどれだけあるのだということがわかるような資料をつくっておくべきでないかと思いますので、よろしくお願いします。

次に、財産に関する調書というのと、一方、国保京丹波町病院の貸借対照表の関連についてお伺いをしたいと思います。

貸借対照表の病院の土地は、金額で記載されています。財産に関する調書の場合は、金額なのか、それとも面積なのかお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 地方公営企業法が適用される病院会計の財産については、地方自治法第23条及び同施行令第16条第2項に規定する「財産に関する調書」の提出ではなく、地方公営企業法第30条第7項及び地方公営企業法施行令第23条が適用されており、財務諸表である貸借対照表をもって議会に報告しておりますので、金額で記載しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） これから通告書に書いてます貸借対照表のそれぞれの項目を質問しているんですが、皆今と同じ答えになるとと思いますので、無駄なことだと思うので省略させてもらいます。

ただ、一つ疑問に思いますことがあります。それは繰入資本金ですね。これは、今おっしゃるように、公営企業法に基づいて京丹波町の病院の決算を議会で承認をしているので、問題がないということになるんですが、そういうことになると、繰入資本金というのは、本来、財産に関する調書の7番ですけど、出資に関する権利というところに繰入資本金の金額は記載をする必要があるというように思うんですが、その辺はどうなっているのかお聞き

をしたいと思います。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 出資の関係でございますが、出資の関係につきましては、出資を財産として認識していただくのは拠出者たる一般会計でございますので、病院の出資者は京丹波町のほうからいただいているような形になりますし、本体のみであり病院では拠出を受けた額が資本金を、今回の平成26年度の会計制度に移行したときに、過去の決算書から累計した金額と照合して把握をいたしているような次第でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 回答していただいたことが、質問していることとちょっと合致していないので、再度質問したいと思います。

繰入資本金というのは、町の会計から分離した町立京丹波町病院の決算書として報告をしているということですので、それであれば、財産に関する調書の出資による権利というところに記載をすべきだと思うんですが、なぜ記載がされていないのか聞いてるわけです。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 公営企業会計の中で、町長が冒頭に申しましたように、公営企業会計では、企業法に定める財務諸表、毎回の貸借対照表や決算書、これらに基づいてその都度その都度出しているものでございまして、そのときの数字を掲載しているものでございます。今、議員さんおっしゃった財産に関する調書、その件につきましては、その都度るときに出しておりますので、毎年の繰入資本金をそのときに出しているというような掲載をしているような状況だけでございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 失礼ですけど、ちょっと理解ができないんですが、そしたら財産に関する調書の中に、その都度その都度貸借対照表の繰入資本金は記載をされているということですか。

しかし、出資をしているずっと事業体を書いてあるんですが、その中に町立京丹波町病院というのは記載がないんです。それはどういうことなんですか。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 財産に関する調書というのがありますね、決算書の報告資料の中に。その中の7のところに、出資に関する権利に記載すべきと書いてあるんですが、そこに記載がないんですけれども、どういうことかと聞いているんです。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 一般会計側の財産に関する調書への記載という意味でございましたら、一般的に公営企業に出資をしております部分といいますのは、公営企業において、いわゆる京丹波町病院において、起債の償還金に充当します財源ということで出資を行っておりますもので、この財産調書のほうには記載をしていないものでございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 時間の関係もありますので、この辺で、疑問を感じてるんですが、この質問は移りたいと思うんです。

ただ、申し上げておきたいのは、町民の人にとってみては、京丹波町の資産関係が病院は別だとか、何々は別だというのではなしに、グロスとして本当に財産がどれだけあるのか、どれだけ資産があって、それに対してどれだけの借金があるのか、負債があるのかということがよりわかりよいものをつくる必要があるというように思うわけです。

ただ、そのために、次に質問したいと思ってますことで、そのことについても質問をしていきたいと思うんですが、一つ今申し上げたことがちゃんとできるように、検討していただくことをお願いして次の質問に移りたいと思います。

先ほど申しあげましたように、町の財産につきまして、町民の方により知っていただくという意味だと思うんですが、町の財産状況を広く知ってもらうために財務諸表を作成して、ホームページで公表されています。

そこで、お聞きをするんですが、財務諸表と財産に関する調書との関連性についてお伺いをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 新地方公会計制度に基づく財務書類は、現行の単式簿記・現金主義会計において把握されない資産・負債の状況等を補完することを目的に、国から作成・公表が要請されているものであり、義務づけられたものではありません。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 義務づけられてないということですけども、しかし、あの資料というのは、充実をすれば町民が一番自分の町の財政状況、また町民としての財産の状況ですね。純資産の状況等が非常によくわかりますので、ホームページであの4表を見ればよくわかるいい資料だと思うんです。

ただ、義務づけられてないということで、その内容が非常に矛盾をしているというんですか、十分でないというように思うわけです。

例えば、これも前に質問しましたときにも申し上げたんですけども、土地開発公社から寺尾町長になってからも、非常に買い戻していただいて、土地開発公社の借金がゼロになって解体をするという、清算をするというところまで行ったんです。

ただ、資産として入っているときには、多分、この購入価格というのが、土地を購入した価格プラス登記費用とかその費用プラス、過去場合によっては10年近い金利、これが全部上乗せされたものが土地の価格、資産として入っているように思うんです。バブル以後、購入した土地の物価の下がりはいいにしても、既に支払った金利まで資産の中に含み資産として記載するというのについては、私は疑問に思うんですが、その点町長の見解はいかがですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 村山議員さんが言っているのは、とにかくデフレがずっと長く続いたもので、帳簿価格というものと違って、実勢価格を記載しないとイケないのではないかなという。ずっとインフレが続いているときには、含み資産というふうに表現しまして、こういうことが問われなかったんですけど、今おっしゃっている趣旨はよくわかるんですけど、いよいよ黒田バズーカでインフレに進むのではないかなというふうに私も。3%、5%というのではないですが、横ばいないし1、2%の名目であれ、実質であれ、経済が発展したとしたら、余り簿価であってもいろいろ問題にならない。インフレが進めば含み資産になるし、今おっしゃっているのは非常に含み損なので、ご指摘をいただいているんだなというふうに思っております。我々は、とにかく今の法律条例に基づいて発表したり仕事をしていますので、そのことだけはご理解をいただきたいなというふうに思っているという話を私も聞いているということです。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） おっしゃっていることはよくわかりますので、ですけども、もう一つ突っ込んだ話をしますと、例えば、老朽化の進んだインフラ設備ですね。下水とか水道ということなんですけども、この部分は改修費用等がずっとあるわけですね。いわゆる潜在的負債と言われるものがあるわけです。この部分の把握というのは、現在の事務体制ではできない。ちょっとはつきり年度はわからなかったんですけど、平成27年から平成28年から、大阪府はこういうインフラを、いわゆる減価償却的なものとして把握をして、計画的に下水管が破裂したことで沈没するとか、水道管が破裂して噴水するというような事故を防ぐための管理をしやすいように、そういう体制を平成28年度中にして、平成29年度から実施する

と言ってたかな。大阪府下の自治体にもそのことをできれば奨励をしたいというようなことを松井知事はおっしゃってました。やはり進んでるというんですかね。問題を感じておられるところではそういうことも進んでるわけですから、一つ十分そういうことを考えに置いて、今後とも取り組んでいただきたい。これは回答していただかなくても結構ですけども、お願いをしておきたい。そういう自治体も、法律法律というのではなしに、取り組んでおられるという一例を申し上げておきたいと思います。

次に、財務諸表が十分目的を果たしていない。その最大の原因は、これも押し問答になって意味がないかもわかりませんが、やっぱり決算書の財産に関する調書、これが本当に充実したものであれば、自動的にホームページで発表されている財務諸表も正確なものになるわけですね。そういう意味では、この財産に関する調書をもう少し改善することについては、法令とか、規律とか、自治法とかありますけども、今申し上げたように、大阪府では、そのことを加味しながら問題点を解決するために取り組んでおられるわけですから、京丹波町でもそういう研究なり、また対策を考えることをされないかどうか、その辺の見解をお伺いをします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 財産に関する調書は、地方自治法施行規則第16条の2に規定する様式を基準として作成しておりますので、変更等は考えられません。

財務諸表の基礎資料であります固定資産台帳につきましては、現在整備中ですが、総務省の要請等に基づき適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） そういう回答をいただきながら、次の質問をしても意味がないのかもわかりませんけども、やはりこういう財産を正確に把握するためには、先ほど町長もおっしゃったとおり、単式簿記、現金主義だけでは把握はできないと思います。そういう点から行きますと、やはり町の決算なり処理体制もやってる自治体もあるわけですから、できるだけ早い時期に複式簿記の会計体制にすべきではないかなと思うわけです。いわゆる企業会計にすべきではないかなと思います。

特に、あわせてちょっと懸念をしますのは、水道会計が企業会計にかわるということで、今準備をされていると思うんですが、こういう言い方をするとまことに失礼かも知れませんが、今まで単式簿記で従事されていた方が、複式簿記の導入を理解するということは、非常に難しいというか、全く逆のことですので難しいことだと思うんですが、そういう意味

も含めて、職員の複式簿記に対する対応も含めて会計体制について、近い将来というか、いずれ私は複式簿記の導入ということになると思うんですが、その辺のことを考えておかれるなり、またそういう体制、人事の教育も含めて、そういうことをされる見解がないかどうか、町長の見解をお聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それは１００％保障します。大丈夫です。職員はきちっとそういう能力は持ってますので。はい、安心してもらって結構です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○１０番（村山良夫君） 非常に心強い回答を得ましたので、安心します。

私はこれで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（野口久之君） これで村山良夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。１０時４５分まで。

休憩 午前１０時２８分

再開 午前１０時４５分

○議長（野口久之君） それでは休憩前に引き続き会議を続けたいと思います。

次に、山内武夫君の発言を許可します。

○６番（山内武夫君） 大変ご苦勞さんでございます。

ただいまから私の一般質問を行いたいというふうに思います。

まず初めに、２０１１年３月１１日に発生いたしました東日本大震災から間もなく５年が経過をいたします。被災地の皆さんのみずからの努力と多くの皆様のご支援によりまして、復旧・復興が進展をしておりますが、現在までの避難者数は約１８万人、仮設住宅で生活をされている方は約９万人とも言われております。まだまだ困難な状況の中で復興への長い道のりを覚悟をしながらも必死に頑張っておられる実態があります。

また、福島では、原発被害により、今なお多くの皆様が避難生活を続けておられます。除染・汚染水処理の問題、住民の健康管理の問題等、深刻な課題が解決されないまま、一方では、原発再稼働の動きも活発になっております。被災された皆様が安心してもとの生活に戻れるように、そして、一刻も早い復旧・復興と抜本的な対策を願うものであります。

さて、話は戻しまして、本年２月１日付で私たち８名の有志議員で持ちまして、会派「味夢の会」を結成をいたしました。町合併後、１０年を経過をした今日、本年は第２次の京丹波町総合計画の上に立って、安心して活力のあるまちづくりを進めるための新たな１０年に向けての第一歩を踏み出す節目の年を迎えました。

加えて、２年前の町長選挙におきまして、私たち町民は寺尾町政が進めます「安心・活力・愛」のあるまちづくりに賛同し、京丹波町の４年間のまちづくりを寺尾町長の行政手腕に託したものであります。

以来、本年は、寺尾町政２期目の折り返しの年であります。この年に当たりまして、私たち「味夢の会」議員団は、寺尾町長が町民の皆さんに約束した施策が着実に実行されているのか、残された任期中の課題は何か等々、町民皆さんの目線に立ち、寺尾町長ともしっかりと連携をしながら他の市町村に誇れるまちづくりに努めてまいりたい。このようなスタンスのもとでの政策集団として活動してまいる所存でありますので、町民各位の一層のご指導とご支援をよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それでは、ただいまから通告書に従いまして、１点目に平成２８年度の町長の施政方針についてお尋ねをいたします。

先ほど言いましたように、本年は寺尾町政２期目の折り返しの年であると同時に、合併後１０年を区切りとした新たな歴史に向かったのスタートの年でもあると同時に、町長の公約であります「安心・活力・愛」のあるまちづくりの集大成に向けての力量が問われる１年でもあります。

そこで、施政方針でうたわれております「安心・活力・愛」のあるまちづくりを確かなものとするための本年度の主要施策とまちづくりに向けた課題は何か。町長にお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成２８年度の予算につきましては、町民本位の人にやさしいまちづくりを力強く推進するため、政策の理念として掲げております「安心で活力があって愛のあふれるまちづくり」を大きな柱として継続発展していくための施策を中心に、財政の健全化に留意し、町民の皆さんの期待に応えられる予算であると考えております。本年度、重点的に取り組むことといたしましては、ふるさとに愛着を持ち、将来のまちを支えてくれる人材の育成や、防災面や住民交流など、まちの拠点整備として新庁舎建設に取り組むことといたしております。

政策の理念の面から申し上げますと、まず、「安心」については、高齢者や障害者、児童などを地域全体で見守ることができるネットワークの構築をいたします。

次に、「活力」についてですが、わちエンジェルと長老苑を対象に、森林資源活用モデル事業として取り組む「木質バイオマスエネルギー供給システム」の整備を行います。また、鳥インフルエンザ発生農場跡地の鶏舎の解体撤去を行いまして、地域住民の方々との連携に

よって、映画ロケ地としての活用に取り組んでまいります。そして、老朽化が著しい本庁舎を防災拠点として、また、町のシンボルとして整備する新庁舎への取り組みを始めます。

最後に、「愛」についてですが、子育て世帯への負担軽減として、幼稚園利用料・保育所利用料の第3子無償化などの幼児教育・保育の充実や、教育環境の充実を図るため、各小学校各教室の空調設備の整備に取り組んでまいります。

今後のまちづくりの課題といたしましては、地域医療の確保、幼保一体化に向けた取り組みを含む教育の振興、防災対策の充実などの住民の安全確保、道の駅の充実、企業誘致の取り組みなどの産業の振興、有害鳥獣対策への取り組み、循環型経済社会の構築などの農林業の振興と考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 本年度の施政方針では、答弁のありました施策を実現する上で、健全財政の維持・確保が必要不可欠というふうにうたわれております。

社会保障費の増加が見込まれる一方で、自主財源であります税收等の伸びが期待できない状況の中で、特典でありました合併特例も終了し、交付税が年々減額をされると。

また、財政調整基金も最近では毎年取り崩しを行いまして、底をつきつつある状況の中で、一層の財政健全化対策が必要というふうに述べられておりますけれども、今後、財政健全化に向けてどのような対策を講じようとするのか。財政の見通しとあわせてその具体策をお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成28年度から普通交付税の段階的縮減が始まり、普通交付税交付額が減少していく一方で、社会保障関係経費や、特別会計への繰出金等の増加が見込まれることから、今後はこれまで以上に厳しい財政状況に直面することとなります。

平成28年度予算におきましては、歳入において、普通交付税を9,000万円の減少と見込む一方で、歳出において、特別会計への繰出金等で増加を見込んでいることから、財政調整基金による補填を行っているところです。

財政健全化の具体策としましては、歳入確保対策として平成27年度からふるさと応援寄附金のPR強化を図ったことで、取り組みの成果が上がっている状況であり、引き続き魅力あるふるさと産品の充実による増収に努めてまいります。

あわせて、町税等滞納対策の強化、起業家の育成や企業誘致の積極的な推進による雇用の場と税收の確保、歳出経常経費の一層の節減、過疎債ソフト事業分等の有利な地方債の活用

等を進め、財政健全化の推進を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） ただいま、財政健全化に向けた見通しというようなことで町長からご答弁をいただいたわけなんです、そこで町債の残高に占める特例債、特に臨時財政対策債についてお尋ねをしておきたいというふうに思うんですが、本年度の予算編成の概要を見てみますと、町の合併時の平成18年度の町債の残高、一般会計全体で約176億円であったものが、平成28年度の予算の町債残高を見ますと、約156億円ということで、10年間で約20億円の減少というふうになっておりまして、この数字だけを見ますと、財政健全化の取り組みの成果があらわれておるのかなというふうに考えます。

ところが、その中の臨時財政対策債を見ますと、合併時、10年前ですけれども、約28億円だったものが、平成28年度予算の概要を見てみますと、約51億円ということで、ざっと1.8倍ということになっておりまして、年々この臨時財政対策債が増加の一途をたどっておるということが言えます。確かに、この臨時財政対策債というのが交付税の措置をされるということになっておりますので、スキームとしては問題がないのではないかなというふうには考えますけれども、しかし、特例債の資金使途というのが一般的に経常経費の不足分にその多くが充てられておるということで、投資的経費を賄う、いわゆる5条債というものには異なりまして、償還を行う将来の世代に負担だけが及ぶということになるのではないかなというふうに考えますが、町長の見解を改めてお聞きしておきたいというふうに思いますのと。

この臨時財政対策債ですけれども、これはいわば交付税の肩がわりといたしますか、身がわりでありまして、純粹の借金ではないというような見解といたしますか、見方もあるわけなんです、単純に交付税措置があるから借りればよいという感覚では、将来の財政計画に大きな誤算が生じてくるのではないかなというふうに考えます。

そこで、この臨時財政対策債の取り扱いというのが大変慎重に見きわめる必要があるというふうに考えるわけなんです、町長の見解をお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） ご質問の臨時財政対策債の関係でございますけれども、この臨時財政対策債につきましては、国の地方財政計画におきまして、収支の不足額を補填するために特例として起こすことができる地方債でございます、国において、本来、普通交付税で措置をすべきところ、国にも財源がないということで、地方に借金を肩がわりをしてもらい

まして、その毎年の償還部分に国のほうで交付税措置で分割して交付税で交付をされるというものでございます。このため、一旦借入れを行いましても、後年度で全額が交付税で毎年償還する額に応じまして全額交付をされるわけでございますけれども、本来、借入れをしないという手法も当然考えられるわけです。そうしますと、今年度に交付税で措置されます臨時財政対策債部分というのは、町の余分の収入になってくるわけでございますけれども、現状の本町の財政状況等から考えますと、毎年将来的な投資ということで大規模な事業等を実施する中で、地方債を発行をしております、財源が不足する部分につきましては、一般的に財政調整基金を取り崩しまして、その財源としているという現状がございます。

したがいまして、今後におきましても厳しい財政状況でもございまして、臨時財政対策債を借入れをすることによりまして、もろもろの施策の推進に充当をし、活用をしていきたいという思いであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 財政問題で再度町長にお尋ねをしたいというふうに思いますが、新聞報道でもありましたように、本町の経常収支比率、大体85%前後、また実質の公債費比率も14、5%前後というようなことで推移をしております、この数字が決してよいとは申しませんが、旧町時代の状況を見ますと、3町とも経常収支比率が大体90%前後、公債費比率は16%から18%ぐらいというようなことで推移しております、こういうことから言いますと、現在、定員の適正化も計画に沿ってやっておられるということで、職員数も、また人件費も減ってきて、借金も減ってきたというようなことで、財政面だけを見れば合併の当初の目的でありますそういう効果が十分にあったというふうに言えるのではないかとこのように思っております。

そういう中で、合併10年を振り返ってみますと、住民サービスも近年きめ細かく、ほかの町に誇れるぐらい充実をしてきた。一方では、先ほど言いましたように、財政健全化も着実に推進できてきたというふうに考えますけれども、残念ながら今言いましたようなこういう合併による成果といいますか、こういうことが町民の皆さん隅々まで十分に浸透していないのではないかとこのように考えております。

先ほども言いましたように、町の一般会計の借金をざっと見まして150億円ありますが、そのうち約50億円が臨時財政対策債で、本来なら今も総務課長が言いましたように、国が負担すべきものであるにもかかわらず、国の借金の肩がわりをしているというのが実態であります。そういう財政計画に国のほうではなっておりますので、システムになっております

ので、仕方がないということもありますけれども、そういう実態があります。

毎年、各市町村の財政状況等を新聞報道等で報道されておりますけれども、これを見ておりましても、表に出ている数字だけでランクづけをされているというようなことで、財政の実態を正確に反映しているものではないというふうに考えるところであります。

今後、合併特例も、今も言いましたように、順次削減されてくるという中で、税金の使途についても、やはり今後町民の皆さんにわかりやすく説明をし、財政問題の理解を求めることがこれからの一体感のあるまちづくりを進める上で、大変重要だというふうに考えますが、再度町長の見解をお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、臨時財政対策債について、総務課長のほうから説明をしてくれました。経常収支比率も、多分、府内26市町村の中で5番以内、多分2番ぐらいになるのではないかというふうに思っております。指摘してもらったとおり、公債費比率は内容が非常に大事だと思っております。今は交付税措置、100円から言うと70円措置してもらえそうな起債を起こさせてもらっているというんですか。先ほど言ってもらったとおり、50ぐらいからあるので、前回の議会で150億円ぐらいであっても、実質は45億円ぐらいが京丹波町財政の借金があるというような話をしました。公債費比率についてもそういうことで、特に運用を間違っているという認識ではおりません。

高齢者福祉施設、京丹波町近隣あわせても、もちろん京丹波町が直接やっているわけではないのですが、かなり充実したと思います。やっぱり行政とそうした福祉事業者との連携の成果だというふうに思っております。

子育て等についても、金曜日でしたけれど、幼稚園と保育所の認定こども園設置に向けて、現場の幼稚園の先生とか保育所の先生から話を聞きました。その際、こんなことも言いました。この事業こそDBO方式がよいなど。現場の先生方の意見を設計段階からしっかりと反映するという意味です。先生方の意見で幼保園、いわゆるこども園ができるような方向の進め方を確認させてもらったんですが、そういうふうにして根本的には、京丹波町の広報紙には余りそういうことは書いてくれなかったのですが、新聞なんかは、今、象徴的なのが黒田日銀総裁が邸宅を購入したというふうに報道されておりました。これが象徴的な一つの転換点だと思うんですね。今まではやっぱりデフレで、どんどんどんものを持っていると、借金していると、隠し負債というか、含み損になっていったんですね、デフレの進行と同時に。ところが、これからようやく横ばいないし幾らかでも右肩上がりになるということの、私は状況判断をしているんですけど、金融とか、経済とかで判断しているんですけど、こうい

うときは地方債がある程度増えても、将来その借金が減っていくわけですから、実質的に。今までは反対に１００円持っているのが１０１円、１０２円と増えていたという状況だったわけですね。そういう意味で言うと、積極的という表現も当てはまるかも知れませんが、積極的と言われるより、私は必要なものをきちっと今整備するタイミングという認識でおります。そうしたことをいろんな集会のときに求められていないのに説明しています。例えば、新庁舎建設には、合併特例債という９５％まで措置してもらえる起債を発行するんです。これが平成３２年までの期間に発行するということになるんですと言って説明させてもらってるんです。大方の方にこれからもそうした姿勢をしっかりと堅持して、求めがあればどんなことであっても説明したり、本音でぶつかっていききたいと。それ以外に京丹波町財政をきちっと健全性を保つということは非常に難しいという認識でおりますので、議員の皆さんと一緒に京丹波町が実施していること、しようとしていること、その裏づけについて、しっかりと説明していききたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 山内君

○６番（山内武夫君） 続きまして、３番目といたしまして、「まち・ひと・しごと」創生戦略のことにつきましてもお尋ねをしたいというふうに思います。

地方創生という言葉が安倍政権の目玉政策として打ち出されてきておるところなんですが、もう一つ具体的な中身が私自身が理解ができにくいわけでございまして、詳しく説明をしていただきたいというふうに思うわけなんですが、少子高齢化と過疎化によりまして、地方が疲弊をしてきておるといような現状から、国において人口減少対策や地方の活性化を目指した「まち・ひと・しごと創生法」が制定をされたというふうに認識をしております。

本町では、農林業を含む地場産業の衰退、雇用が少ないこと等による若者の転出など、多くの人口減少の要因がありますが、それらを克服して２０４０年の目指すべき将来人口を１０，０００人としておりますが、町の創生戦略の基本目標と本年度の具体的施策につきまして、町長にお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町創生戦略の基本理念ですが、「日本のふるさと。自給自足的循環社会●京丹波」としております。

このまちにある先人から引き継いだ豊富な森林資源、あるいは安心・安全な農産物を生産する技術、地域を守り育てる力とその人材など、古き良き習慣をその時代に合ったものに改編する、少しずつつくりかえていくことにより、住民の皆さんの誇りと心と生活の豊かさにつなげ、その結果、まちにひとを呼び込む原動力になると考えておりまして、このように表

現しています。

創生戦略の基本的な視点としましては、「地域資源を活用した地域内経済循環と雇用促進」「若者層の人口流出の抑制、若壮年層を中心とした人口流入の促進」「若い世代の就労・結婚・子育て支援などの快適な生活環境の整備」「健康づくり・地域包括ケアシステムの構築の推進と町外からの定住化促進」としております。

そのために「木質エネルギーによる熱供給システムの導入」「町内での起業家支援」「観光など交流人口の増加対策から移住・定住対策」「将来の京丹波町を担う人材を自前で育て上げるための投資」などの施策を、行政だけでなく、町民の皆様、各団体、企業といった京丹波町全体で、一体的、複合的に取り組む必要があると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 平成28年度の予算の編成概要を見ておりますと、町の創生戦略の基本理念といたしまして、京丹波町人口ビジョンで示されました人口目標を達成するために、今も町長から答弁ありましたように、森林、食、子育て力、地域力をキーワードにして、「日本のふるさと。自給自足的循環社会」の創設というようなことがうたわれておるんですが、具体的にどのような施策で、これの財源の裏づけはどうなっているのか、国からの事業認定がもしされない場合、計画は頓挫するのではないかなというふうな考えもあるんですけども、そこら辺のことを含めて、財源の裏づけ等についてもお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） ただいまのご質問でございますが、まず1点目に、地域経済支援に仕事づくりということを目標としております。これにつきましては、包括的企業創業の推進ですとか、福祉サービス産業を一つの仕事と捉えましてその活性化ですとか、農業の成長産業化などを進めることとしております。

また、人口減少社会におきまして、やはり人を本町に呼び込む人の流れづくりというのが大切になってまいりますので、それを二つ目の目標としております。これにつきましては、移住希望者への支援強化ですとか、移住環境のトータルサポート、「食の郷 京丹波」の推進ですとか、地元学生定着促進プランの推進などを施策として掲げて推進しようとしております。

また、移住以外にも、子育て支援をすることによって出生数の増加を図ろうということで、三つ目に、「地域総がかりで育む子育てからひとづくり」ということで、少子化対策ですと

か、また、先ほども町長の答弁にもありましたように、町を担う人材を自前で育て上げるための投資をしようということで、総合的な少子化対策の推進のほか、多様な教育機会の充実、地域子育て支援センターの充実、そして子ども・子育て支援の充実などを施策として推進しようとしております。

また、一つ、本町は災害が少ないという、ここでは今までの実績といいますか、状況からこういうふうに捉まえておるんですが、さらに災害に強い町を目指して、防災のまちづくりをしようということで四つ目に挙げさせてもらってます。これにつきましては、防災のまちづくりを中心に地域力の防災向上事業に取り組んでいきたいというふうにしております。

また、最後に、時代に合った地域づくりと暮らしの安心づくりということで、これにつきましては、先ほどもありましたけども、健康づくり、地域包括ケアシステムの構築の推進で、それぞれ医療・介護・福祉・保健といった全体の包括するシステムの構築を図ろうということとか、健康づくりの推進、それからそれぞれの生活基盤を、これはハードになりますけども、その時代に合ったようにつくり変えていくといいますか、その時代に合った基盤整備をしていくということで考えております。これにつきましては、現在、財源につきましては、その中のそれぞれの取り組みの中で、一つは地域創生交付金というのがまず第一にあるところでございまして、今年度の補正予算にも加速化交付金ということで国のほうが交付金を交付するというので、今補正予算が組まれました。それに対応すべく本町におきましても、それに合う事業につきましては要望をしております。結果どうなるかわかりませんが、それに合うように努力をしていきたいというふうに思いますし、以後、創生戦略の事業推進につきましても、そういった加速化交付金をもとに、それ以外にも総合的な財政計画の中で有利な財源を求めて推進をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 今、ご答弁いただいたんですが、国が進めようとしております、いわゆる今回の地方創生戦略の策定というのが、反面、私が考えますのは、自治体間の住民と事業所の奪い合いで、過度な競争というのを国から仕掛けられておるといような違和感を一方では持っております。そうこうするうちに、国のほうから財政健全化策というのが持ち出されて、交付金の蛇口が閉められるというようなことも心配をされるというふうに考えます。今までからこういう似たような事業といいますか、こういうメニューがあったわけなんですけど、今回もこの創生戦略ということで、5年間はすぐれた計画には交付金が出ることはなっておりますけれども、この時期にしっかりと計画を今つくっておかなければ、今も言

いましたように、国の基準に該当しないということも考えられるというふうに考えます。そういうことで、町の総合計画等もしっかりと調整をしていくべきだというふうに考えますが、改めてその点について整合性、どのように考えておられるのかお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 創生戦略につきましては、平成２７年度からの５カ年計画というふうになっておりまして、先ほどありました第２次の総合計画につきましては、平成２９年度からの計画ということで、そのうち創生戦略については５カ年の計画になっておりまして、基本的な人口減少対策の施策として基本理念をもとに、それぞれ施策を打っていかうということ考えております。

また、第２次総合計画につきましては、創生戦略をベースに、さらにそれ以降１０年をひとくくりといたしまして、人口減少対策を初めとする各種総合政策について定めるものとして推進をしていきたいというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 山内君。

○６番（山内武夫君） 続きまして、シカ・サル等の有害鳥獣対策についてお尋ねをしたいというふうに思っております。

町長が施政方針で有害鳥獣対策を最重要課題というようなことで位置づけられまして、被害防止やら捕獲対策の強化をするとともに、狩猟者の育成、効果的な捕獲対策を研究していきたいというふうに述べておられます。

町では、毎年、捕獲助成金や被害防止対策等の費用に、本年度も７，０００万円強の多額の予算を計上されておりますものの、これら鳥獣被害というのが年々拡大をしておる状況にありまして、各農家におきましては、自分の田畑１枚１枚に独自にシカ網等を張りめぐらして、自己防衛に努めておる実態もあります。

そこで、効果的な捕獲対策を研究していきたいとのことですが、具体的にどのようなことを検討されているのか、本年度の施策についてお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 有害鳥獣被害対策は、町民の皆様、あるいは猟友会の方々、行政の３者が一体となって進めていく必要があると考えております。

平成２７年度は、被害が深刻化しているニホンザルへの対策に重点を置きまして、地域ぐるみで取り組める活動として、動物駆逐用煙火による追い払いをしていただくため、使用安全講習会を要望のあった地域を対象に実施し、受講者には動物駆逐用煙火の提供を行っているところでございます。平成２８年度につきましても、有害鳥獣被害防止施設助成を行いま

して、シカ、イノシシに対する対策を行うとともに、引き続きニホンザルへの対策に重点を置き、捕獲に向けた取り組みを行う予定であります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 年々被害が拡大をしておるということで、その原因というのがいろいろと言われておりますけれども、結局は頭数が増え過ぎているというのが一番の原因だというふうに考えております。

そこで、近年の被害状況と捕獲頭数についてお尋ねをしておきます。あわせて、狩猟免許ごとの捕獲頭数についてもお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） ただいまのご質問でございますけれども、近年の有害の捕獲頭数でございます。

ニホンジカにつきましては、平成26年度では1,876頭ということで、雄雌合わせまして1,876頭という数字になっております。平成27年度につきましては、まだ許可最終の部分を残しておりますので、現時点ではございますけれども、1,508頭というようなことになっております。

イノシシにつきましては、平成26年度が469頭、本年度が360頭というようなことで推移をしておるところでございます。

また、深刻化しておりますサルの捕獲につきましては、平成26年度が6頭、平成27年度が6頭ということで、現時点で同じになっておるということでございます。サルにつきましては、農家さん等の要望もございまして、猟期期間中にもサルの有害の許可を出ささせていただきますして、今後取りまとめをすれば、もう少し数が獲れているのではないかなというように推測をしておるところでございます。

また、わな別の捕獲状況でございますけれども、平成27年度の途中経過ではございますけれども、銃器によるものが小動物を含めまして204頭という形でなっておるところでございます。特に数が多く捕獲されておるものにつきましては、銃器ではシカが170頭というような状況でございます。

また、わなにつきましては、シカが1,209頭というような状況になっておるところでございます。

また、イノシシにつきましても、銃器では12頭、わなでは345頭というような状況になっております。

もう1点に、被害状況でございますけれども、被害状況につきましては、平成27年度でございますが、毎年農家組合長さん、また共済組合等へも調査を依頼をしております、現時点でございますけれども、2,658万9,000円の被害金額が出ておるということでございます。平成26年度に見まして、イノシシ、それからニホンザルの被害は減少はおるんですけれども、ニホンジカによる被害が増加をしておるということで、平成25年度からでは約62万5,000円、全体を見まして被害金額が増加をしておるというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 今も答弁ありましたように、いろいろと対策を打っていただいておりますけれども、現状を見ておりますと、防除といいますか、防御という守りの姿勢だけでは限界に来ているのではないかということが言えるというふうに思います。私たち農家の願いは、やはり有害獣の数を減らすこと。すなわち駆除ということであります。

京都府の統計を見ておりましたら、過去40年間で狩猟者の登録件数が70%以上減少しているというふうにも言われております。本町におきましても、例外ではなく、現在、猟友会では、高齢化と会員の減少という問題も抱えております。そこで、自分たちの手で狩猟免許を取って農地を守っていく取り組みが今まで以上に重要だというふうに考えます。現在、京都府で免許の取得の試験を年4回実施をしていただいておりますが、町としても、各集落に対して積極的に資格取得をしていただくような取り組みも必要だというふうに考えますが、どうでしょうか。お尋ねをしておきます。

また、免許を取得しても、猟をされていない方もおられるわけですし、そういう方も含めて現地での捕獲のノウハウを指導する講習というのも考えてはどうかなというふうに考えます。

また、イノシシやシカ等の有害獣対策の指導者、インストラクターの方も養成をして、正しい防御対策なり、棲み分け、捕獲対策といった指導者を養成すべきだというふうに考えるんですけれども、そういうお考えがないのかどうか、その点につきましてもお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 狩猟者の育成につきましては、現在、京都府の猟友会のほうで狩猟者の育成と技術の向上ということで、年1回京都府全体ですけれども、講習会を実施をされておるところでございます。

町のほうにつきましては、対策協議会のほうにおきまして、今後、猟友会、それから南丹広域振興局さんの協力を得まして、講習会のほうも実施をしてみたいというように考えておるところでございます。

また、あわせまして、来年度、地域おこし協力隊員の採用も考えておりまして、地域へのサル等の追い払い活動、また、効果的な柵の対策等につきまして指導ができるような対策も考えておるところでございます。そういったことで、捕獲の面と防御の面あわせて指導ができるような形をとっていきいたいというように考えております。

また、猟友会のほうでは、マイスター制度というものを設けられておりまして、猟友会のほうでも技術的な指導を行っていただける方のほうも設置をされておるところでございます。そういった方とも協力をさせていただきまして、うまく進めていきいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 次に、狩猟免許の関係でお尋ねをしたいというふうに思うんですけども、狩猟免許の取得には申請の手数料だとか、更新の手数料、また狩猟者の登録料、その他狩猟税等、多額の費用がかかるわけですし、現在、町でも狩猟者を育成する観点から助成をされておりますけれども、有害鳥獣の有害駆除員に特化して、大胆に助成をすべきというふうに考えますが、そういうお考えがないのかどうか、お聞きをいたしておきますのと。

以前にも一般質問でお聞きしたことがあるんですが、捕獲わなの購入費助成につきましても、検討すべきではないかなというふうに考えますが、再度担当課の見解をお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 狩猟免許試験合格者に対しまして、一定の要件はございますが、免許試験手数料や講習会受講料等狩猟免許取得に係る経費を支援しております。

また、有害鳥獣捕獲隊員の確保を図るため、有害鳥獣捕獲隊員及び有害鳥獣捕獲隊員予定者には、狩猟免許登録申請時に多くの経費がかかることから平成27年度から活動助成を実施しております。

継続的に有害鳥獣捕獲隊員としてお世話いただくには、狩猟免許の更新やわなの購入費用等も必要なことから、これらについても、今後検討してまいります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 1点、捕獲わなの購入助成についてもお尋ねをしておきましたので、

その検討はされないのかどうか、お聞きをしておきたいというふうに思いますのと。

もう一つは、獣害獣の駆除・捕獲を最優先にしながらも、一方では、自衛策として、金網フェンスだとか電気柵で二重三重に囲むなどの対策がとられております。私の集落でも、10年前に、ちょうど旧町時代でしたけども、区民総がかりで区内ずっと山裾に全部金網をフェンスで囲みまして、当時はそれで一定の効果があって皆さん喜んでおったんですが、最近では金網を乗り越えてしまって、突き破って侵入してくるというようなことで、年々最近では被害が拡大をしております。そういうようなことで、平成28年度に私の集落でも行政だけに頼るのではなくて、区内みんな出役をして、田んぼの団地ごとに今度は金網柵を設置をしようというようなことで、現在計画をしております、町の担当課のほうにも事前に要望をしておるところでございます。

ところが、この設置費の補助なんですけど、現在、町の補助につきましては、材料費の6割ということになっておりまして、集落全部を囲わなくては効果がないということで、そういうことになりますと膨大な面積で、私のところでも今年見積もりをとっておるんですが、一つの団地だけでも材料費が200万円ほどかかるわけなんですね。そのうち4割を地元の者が負担しないといけないということで、非常に受益者の負担が大きいというふうに考えます。

町のほうでは、有害鳥獣対策を町政の最重要課題というふうに町長も位置づけられておるのであれば、この際、材料費ぐらいは全額を補助するような積極的な被害防止対策を講ずるべきだというふうに考えますが、町長の見解をお聞きします。

この要望というのは、私の集落だけの問題ではなく、どこの集落でも同じ共通の悩みであって、また、共通の要望であるというふうに考えますが、再度町長の見解をお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 有害鳥獣被害防止施設の補助につきましてですが、平成27年度から既存の防止施設の機能強化（金網フェンス上部の電気柵設置や電気柵下部への金網フェンス設置等）を補助対象にしまして、既存施設を含めた有効的な多獣種対応型防止施設への支援を始めたところですので、補助率については、現状の6割で継続させていただきたいと考えております。

また、ほかの地域からの多くの要望がある、防草シートなどの付随資材につきましても補助の対象として含めるとともに、施設設置に係る施工費についても補助の対象となるよう検討してまいります。

有害鳥獣被害防止施設について有利な国の補助金が活用できるよう引き続き支援をしてま

います。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） もう1点、具体的な質問項目には入れておりませんが、関連質問ということでお認めをいただきたいというふうに思うんですが、昨年3月議会でお聞きをしたことがあるんですが、狩猟の期間中のシカの捕獲奨励金の関係でございます。

京都府の制度で、4頭から10頭までは奨励金が出るということになっておりますが、1頭から3頭までは奨励金の対象外ということになっております。昨年、質問でお聞きしたときには、今後検討したいというような答弁がありましたが、その後どのような検討をされたのか、これは担当課長でも結構ですので、お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 京都府が実施をしておりますシカ捕獲奨励金制度でございますけれども、現在のところ4頭目から10頭目が対象となるということで行われておるところでございます。

町のほうといたしましても、1頭目から捕獲の対象となるように要望をしておるところでございます。京都府全体では、この捕獲奨励金の制度が設けられましてから、狩猟期間中の捕獲頭数が伸びておるというようなことから、現在、聞かせていただいておりますと、引き続き実施をされるというようにことで、確認をさせていただいております。

また、捕獲の頭数でございますけれども、現在、10頭のところが20頭というようにことで、府のほうも検討をいただいておりますというようにでございます。町といたしましては、引き続き京都府のほうに要望をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 続きまして、2番目の項といたしまして、須知高校の現状と課題と題しまして、町長並びに教育長にお尋ねをしたいというふうに思います。

まず、1点目は、京都府の教育委員会が昨年の8月に「生徒減少期における府立高校のあり方検討会議」を設置をされまして、教育効果や教育の質の面から適正規模を考えるために、年度内に各市町や保護者の意見を聞き、夏頃までに計画をまとめるというふうにしております。今までから、この高校のあり方の議論はされてきたところですが、いよいよ少子化が進行する中においては、深刻な状況だというふうに考えますが、今回の府教委が進める学校再

編計画に対する町長の見解をお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町唯一の高等教育機関である須知高等学校は、日本三大農牧学校の歴史を引き継ぎ、本町の基幹産業である農林業など、まちづくりを支えてきた拠点施設であり、本町のまちづくりにとって、また、地元中学生の高等教育への就学保障ということからも、重要な存在であり、須知高校活性化に向けて、連携、あるいは支援を行っているところであります。

今後、調整されていく京都府の計画におきましては、須知高校の歴史、経過、本町の取り組みなども十分踏まえたものとなることを強く期待しているところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 先般の新聞報道で、丹後地域で住民説明会が開催をされたというような報道を見せていただいたんですが、南丹管内といたしますか、口丹地域での説明会の予定があるのかどうか、町長、お聞きになっておるのであれば、その検討につきましてもお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 直接、府の教育委員会のことでございますので、町の教育委員会のほうが窓口になってそういう連絡を受けております。

口丹通学圏においては、3月の中下旬に教育委員会関係者が学校教育関係者、あるいは保護者の代表、あるいは関連産業の関係者を招いてそういう意見を聞く、そういう出発点をつくるというふうに伺っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 次に、教育長に改めてお聞きをしたいというふうに思うんですけども、京丹波町におきましても、昨年10月に前府議会議員でありました上田秀男さんを座長とする「京丹波町における須知高校のあり方懇話会」が設置をされまして、今後の活性化対策について議論をされておるといようなことを聞いております。

そこで、先般も京都府下の高校の中期選抜の志願者の状況というのも新聞等で報告をされておりましたが、改めて須知高校の生徒数の推移、それから入学者の現状等についてお知らせをいただきたいというふうに思います。

あわせて、本懇話会での議論の内容、教育長も以前参与という形で事務局として会議に出

席していただいておりますので、その議論の内容と教育長が考える本校の将来のあるべき姿についてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） まず最初に、町内中学校から須知高校への進学状況であります、平成25年3月卒業生で45.7%が進学しております。平成26年3月の卒業生で42.1%、そして、平成27年3月の卒業生で37.7%という数字になっております。今年度末の卒業生の状況であります、須知高校並びに中学校関係者の取り組みもありまして、おおむね平成25年度程度並みに進学率は回復するのではないかと。まだ中期選抜をやっている最中ではありますが、そういうことが見込まれております。

「京丹波町における須知高校のあり方懇話会」におきましては、須知高校の今後のあり方、活性化対策について、幅広い視点から意見をいただきました。須知高校がまちを支える人づくりの場、食によるまちづくりの中心、歴史と伝統を引き継ぐ京丹波町発展の原点であるとして、須知高校の安定的な存続に向けて、方策、支援のあり方、幅広い視点から多くの意見をいただきました。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 改めて町長にお伺いをしたいというふうに思うんですが、先般、町の懇話会のほうから、町長に提言がされたというようなことで新聞報道がされておりましたが、京丹波町の人口減少が進行する中において、町の未来を担う人材育成とまちづくりの観点から、須知高校の将来像を町の総合計画に位置づけるというふうにされておりますけれども、今後、存続に向けて、息の長い取り組みが必要だというふうに考えますが、改めて町長としてどのような取り組みを考えられておるのか、お伺いをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在の京丹波町総合計画においても、須知高等学校の特色を生かした連携事業の必要性を明記しております。食の祭典の共同開催や町営バスによる通学支援なども実施してきたところであります。

人口減少時代において、生徒数の確保は大きな課題であり、次の総合計画では、地域で活躍する人づくりを重要な施策として位置づける必要があると考えております。

そして、本町を支える人材の育成や産業振興などの観点から、須知高校のあり方懇話会の意見を参考に、京都府及び京都府教育委員会とも連携して、地域ぐるみで須知高校活性化に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

地域ぐるみは、言葉一言ですけれども、なかなかできてない事実があります。いろんな事業所があるわけですね。その事業所のトップの話では、なかなか応募してくれないと言われますし、須知高校から言うと、なかなか職場がないというような話ですね。こういうミスマッチをしっかりと京丹波町行政が中心になって解消することだけでも、須知高校が活性化するのではないかというふうに思っております。全面的に支援するというところでございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） はい、ありがとうございました。

京丹波町唯一の高校である須知高校は、町の基幹産業であります農業だとか、畜産関係の学科もありまして、今日では地域住民との連携も図られて、地域ぐるみでの良好な支援体制ができつつあるというふうに考えております。今後、町の行政、また地域、保護者、企業上げての取り組みの中で、存続、活性化に向けた支援策が講じられるように期待をいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで山内武夫君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。午後は１時１５分まで休憩といたします。

休憩 午前１１時４９分

再開 午後 １時１５分

○議長（野口久之君） それでは休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、岩田恵一君の発言を許可します。

岩田君。

○11番（岩田恵一君） それでは、３月議会におけます私の一般質問を行いたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、施政方針についてでございます。

合併して１０年という節目が経過し、特に寺尾町政の６年間は、地域医療の確保を初めとした福祉施策の充実とともに、京都縦貫自動車道全線開通に伴う道の駅の整備など、積極的な町政運営に努められてまいりました。

次の１０年は将来を見据え、安定的な住民福祉のさらなる向上につなげていかなければなりません。そのための指針となる第２次京丹波町総合計画の策定は、大変重要でかつ将来のまちづくりを大きく左右するものと思います。

まずは、施政方針にも述べられているように、合併特例期間の段階的縮減により、今後、普通交付税措置が平成３２年度に約１０億円の減収見込みとなることから、一層の財政健全化が急務であります。今後、ますます高齢化社会に対応した福祉の向上、充実とともに安定

した町政運営が求められますが、今後の自主財源の確保と財政計画の見通しについて、どう分析されているのか、まずはお伺いしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今後の見通しとしましては、平成２８年度から普通交付税の段階的縮減が始まり、普通交付税交付額が減少していく一方で、社会保障関係経費や、特別会計への繰出金等の増加が見込まれることや、合併特例措置の期限である平成３２年度までに新庁舎の建設等の事業を行う必要があることから、これまで以上に厳しい財政状況に直面するものと考えております。平成３２年度までとなる合併特例措置終了後は、数億円規模の財源不足が見込まれますが、人件費や事務経費等の経常経費の削減、投資的経費の抑制等によりまして歳入不足を補う予定としております。

今後の自主財源の確保対策であります。従前からの取り組みである、町税等滞納対策の強化、起業家の育成や企業誘致の積極的な推進による雇用の場と税収の確保推進等に加えて、平成２７年度からふるさと応援寄附金のＰＲ強化を図ったことで、取り組みの成果が上がっている状況であります。引き続き魅力あるふるさと産品の充実による増収に努めてまいりたいと考えております。

これら収入確保対策とあわせまして、歳出経常経費のより一層の節減と過疎債ソフト事業分等の有利な地方債の活用等を進め、財政健全化の推進を図っていききたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○１１番（岩田恵一君） 平成２８年度予算編成に当たりましては、午前中の山内議員からのご指摘もあったんですけども、多額の財政調整基金の取り崩しによりまして、収支バランスが保たれております。基金残高も今後を見据えた中では、十分ではないということが言えるのではないかとすることは承知のとおりだというふうに思うんですけども、今ありましたように、自主財源の確保が求められておりますし、また一層の経費の見直し、無駄を省く努力を重ねた上で、自主財源の確保に努めなければなりません。施政方針の中にも書かれておりますように、町税等の自主財源につきましては、現状のままで推移いたしますと、高齢化による働き手の減少等によりまして、今以上の増額が期待できないものと考えられ、労働力人口を増やす施策が必要だということが言えるかというふうに思います。特に今ありましたように、企業誘致などによる就労人口の確保とともに、町の主産業であります農林業の活性化を一段と図って、安定した収入が得られる施策、工夫が必要ですし、求められていると考えますが、こうした状況についてどのようにお考えなのか、再度お伺いしたいというふうに思

います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ここについては、また担当課が答弁したらいいと思うんですが、ない袖は振れないわけで、財源が見込めないときには、事業を削減するということに尽きると思います。そうしましたら仕事が減るわけで、人件費も減るということで、自然と私は対応できるんだというふうに基本的に思っているということだけ申し上げておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） ただいまの町長の答弁にもありましたように、今後まだ大型事業の実施が予定をされている中で、いかに効率よくといいますか、経済的な行財政運営ができるかというところに今後も主眼を置いて、先ほども答弁の中にありましたように、しっかりと削れる部分は削っていく。それから無駄な事業、投資等には、そこをしっかりと押さえていくということで、一定の改善を図っていきたいと思っておりますのと同時に、有利な地方債等の借り入れ等によりまして、財源の手だても考えていきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） 今わかっている範囲で結構でございますので、担当課長さんにお答えいただけたらありがたいんですが、企業誘致の状況について、今わかっている範囲でお答えいただきたいのと。

それから、特に私も農家でございますして、農林業の活性を図っていききたいと。その中で安定した収入が得られるのが一番いいんですけども、新しい施策が必要かなというふうに思うんですけど、何か担当課のほうでお考えになってること。新しいもので結構でございますので、お考えになっているようなものがあればお答えいただければ幸いです。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 企業誘致の状況でございますけれども、現在平成27年度当初から町有地の活用ということで、一企業から相談を受けて、現在その企業誘致の最終的な段階ということで進めているところであります。平成28年度の当初の段階で具体的な建屋の問題等の段階に入ってくるというふうに思っておりますして、農業的な企業ということで、京丹波町で操業していただくことということで決まっている状況であります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 農林業関係でございますけれども、特に町がこれから進めてまいろうとしております木質資源を活用した形で、より現在森林施業をしております間伐材の関係でございますけれども、平成２８年度から従来の切り捨て間伐から搬出間伐に切りかえるような施策を、平成２８年度予算を計上させていただいておるところでございます。

また、そうした形で未利用材を活用いただき、一方では木質バイオマスに活用、また一部は市場に出していくというような形で進めてまいりたいなというように考えておるところでございます。

また、農業分野でございますけれども、やはり地域の今までから先人の方が築いてこられました特産物について、より一層振興を図っていききたいというように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○１１番（岩田恵一君） ありがとうございます。

次に、自主財源の確保という観点なんですが、「公平・透明・納得」の原則のもと、自主財源の確保に取り組んでいくとあります。当然のことというふうに思います。

町税は地方税機構によりまして、徴収率も相当上がっているというふうにも思っておりますし、それにかかわらず、特にその他の関係です。自治法上の債権、各種使用料等でございます。毎年、決算の中では多額の未収が残っておりますけれども、それらの整理について担当部局でご努力いただいていることは重々承知をしておりますけれども、なかなか担当部局においては、日々の仕事に追われて、実質大きな成果が上がらないというのが事実でございますし、それを求めるのは酷かなというふうに思っております。午前中の町長の答弁にもありましたように、職員二百七十数名で業務量からも限界だと。職員を減らすわけには行かないという答弁があった。そのとおりだというふうに私も思っております。そうした中で、昨年度まで、専門的な知識を有されて経験豊富な民間企業からということで、専門的な職員を充てられて徴収されてきた経過がございまして、このことを踏まえまして、徴収部門を独立させて回収整備に当たるということがベストではないかというふうなことを私も考えておりまして、今の担当部局だけで時間外に、また夜間に徴収というのが大変難しいかなというふうに思っておりますし、徴収部門が新たに専門的な方をぜひ採用していただいて、回収整理に当たっていただきたいなというふうに思うんですけれども、そういった考えがあるのか。昨年もそこそこ成果を上げられておる実績もありますので、今後そういった専門職員の必要性ということについてのお考えについてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういうご質問、ご提案を過去いただいてまいりました。専門的な方がある程度いらっしゃるということがはっきりしたときに、またきちっと公募をして、そういう部署をつくってもよいのかなというふうに柔軟には考えております。

岩田議員さんが特に聞いてくれたので言っておくんですが、私は「ない袖は振れん」と言ってるんですが、財源がないので、いろんなことを幾らよいことであってもしないということを申し上げてるんです。知ってもらってるとは思いますけど、町民の皆さんに言ってるんですけど、お金なくなったら幾ら要望が強かっても、幾らよいことであってもできませんのでね。そのことだけは放漫経営と民間ですと言うんですけど、そういうことはもう断じて許さんというのが、いわゆる自主財源の健全化だというふうに認識してますので、あえて申し上げます。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） おっしゃることはよくわかっておりますし、当然だというふうに思います。ぜひ再考いただいて、前向きにお取り組みをいただければいいかなというふうに思いますので、ご提言を申し上げておきたいというふうに思います。

以下2から3までの質問につきましては、平成28年度に策定されます第2次京丹波町総合計画との整合性でありますとか、関連性もあると思いますけれども、現時点での町長のお考えをお聞かせいただければ幸いですので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

まず、少子・高齢化対策についてでございます。

我が国の人口については、2030年、平成42年には1億1,662万人。2048年、平成60年には1億人を切りまして9,913万人程度というような見込みがされております。このことから、少子・高齢化は日本の歴史をも変えていくのではないかという懸念もあり、大きな社会問題でございます。政府においても、女性が活躍しやすい社会の実現に向けてというような政策課題も上げながら種々の施策を講じているものの、抜本的な特効薬たるものはないのが現状でございます。将来、ある評論家によりますと、消滅する自治体も必ず出てくるとのではないかというような予測もされている中におきまして、具体的な本町における今後の少子・高齢化対策についてお伺いをいたしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町では、子育て支援策の充実を中心に、平成27年度から第3子以

降の保育利用料等の無償化や高校生等の医療費助成など、新たな取り組みを進めてきたところでございます。

京丹波町創生戦略で示しておりますように、少子化対策については、これまでの取り組みを充実させることに加えて、地域ぐるみで結婚・出産・子育て・教育といった、その時々にはふさわしい事業実施や、町内での産業の活性化、起業支援といったしごとづくり、住環境の整備など、複合的に取り組みを進めていくことが重要であると考えております。

抜本的な対策といったことも重要ではありますが、今後は、これらの取り組みをその時代に合った形に見直しながら、対策を強化・継続していくことで、将来にわたり効果が出てくるものと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） 種々、施策は積極的にやっていたいてるのは承知しております。

子育て支援の充実等も随分やっていたいておりますし、ありがたいことだなというふうに思っておりますけれども、子どもが将来の町を支える宝だということは当然のことでございますし、ちなみに、参考までにですが、平成26年度合計特殊出生率2.81人という全国一の町、岡山県奈義町というところがあるんですけども、奈義町では、市町合併を選択せずに人口約6,150人の町でございます。子どもたちが夢と希望を持てるまちづくりを目指して「子育て応援宣言」を掲げまして、健やかに育てる環境づくりの中で、自主自立を高めた行財政運営のもと、若者が定住しやすく安心して産み育てられるまちづくりを基本理念にして、各種制度の充実に取り組んでいるところでございます。その結果が2.81人という数値になり、子育て世帯もこの町に住んでよかったというような反響も得ているということで、私もメディアを通じて見聞きをいたしました。

事例の紹介とともに、本町でもできることについては大いにまねをしてもらっていいのではないかというふうに思いますので、参考とされてはということで、ご提案だけさせていただきたいというふうに思います。

次に、本町においても丹波地区を除きまして、生徒数の減少等から瑞穂・和知地区では、小学校を一つに統合してまいりました。

竹野・下山小学校の統廃合について、生徒数の推移も見ていかなければならないというふうに思いますけれども、今後のそういったことでの考え方と見通しについて、教育長にお伺いしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今ご指摘のありました下山・竹野小学校の児童数は、今後、増減を繰り返しながら緩やかに減少していくというふうに推測はしております。

町全体として少子化問題と学校教育のあり方については、当然議論は必要ではありますが、現時点においては、小規模校の統合に関する議論を始めるということは考えておりません。

これまで全国各地で小学校を中心に小規模校の統合が進められてまいりました。現在、国においては、小規模校のあり方について、従来の統廃合による一定規模の確保という選択に加え、小規模校のよさを残し、デメリットを補い学校を存続させるという選択肢、あるいは休校している学校を復活させるという選択肢も用意した議論が出されて、過日そういう答申も出たところであります。

これは、地方創生の考え方に基づくものであり、学校の統廃合では、一方では当該地域の人口減少を加速させたということに対する反省であるというふうにも考えられます。

本町で最も学校規模が小さい竹野小学校において、こうした視点から学校と地域のあり方を実証的に調査研究すべく、「地域と連携した学校教育推進校」として指定をし、地域と学校が一体となって小規模校ならではのよさを磨き、デメリットをどうカバーできるのか、他の先進地域の事例にも学びつつ取り組みを進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） 非常にいい回答だというふうに思います。私も事実そのとおりだと思いますので、実際、統合してよい部分より、デメリットのほうが多いかなという気もしておりますし、慎重にご検討いただいて、今、教育長が申されたような選択肢も一つだというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それに若干関連しているんですけど、次の関係で、小学校の統合によりまして、丹波も須知と高原が一緒になりましてひかり小学校になりましたし、和知も一つになりました。瑞穂でも三ノ宮、梅田、質美、桧山が一緒になりまして一つになったということでございまして、当然それぞれの地域の生徒についてはバス通学をしております。なぜ遠い集落の子どもだけが負担を強いられるのかというご意見もお伺いしておりますし、また、当然のことながら、公的機関でありますとか、生活インフラが中心部に集中しておりまして、ますます子どもを産み育てる環境は中心部に行かなければ不便だということなどをあわせまして、若い世代の定住にも影響が出てきているなど、地域は後退したとも聞きます。

教育を受ける権利はどこに住もうが同じ条件でなければならないというふうに思います。せめてバス通学費ぐらいは無料化にしてほしいとの保護者の皆さんからのご意見も聞かせて

いただく中におきまして、私も同様の気持ちを持っているところでございますが、何せお金が必要でございますので、一概にできるということにならないかというふうに思いますけれども、教育長の無料化についてのお考えについて、お答えいただければというふうに思います。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 小中学校にバスを利用して通学する遠距離通学等の児童生徒につきましては、バス利用に係る一部負担という観点から、「京丹波町立小学校及び中学校の遠距離通学費一部負担金に関する徴収要綱」に基づき、小学生が月500円、中学生が月1,000円の一部負担をお願いしているところでございますが、今後、近隣の市町の状況を参考にしながら、研究をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） 規則にありますように、500円、1,000円というのは私も承知しております。決算で言いますと、年間400万円いってないと思うんですけど、ちょっと確認してください。ない袖は振れんかもしれませんが、せめてどこに住んでいても同じ条件で教育は受けさせてやりたいなというふうに思いますし、特に子どもがいないということについては、ますます地域を疲弊さすという源にもなりますので、ぜひそのあたりを検討いただきたいというふうに思いますので、ぜひお願いしておきたいというふうに思います。

次の高齢化対策でございます。

まず、2016年の診療報酬改定というのがございました。これに係る本町への影響について伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 診療報酬には、医療従事者の医療行為などの技術・サービスの評価である「診療報酬本体」と、薬の値段等、物の価格評価である「薬価等」があります。今回の改定で、「診療報酬本体」は、0.49%の引き上げ、「薬価等」は、1.52%の引き下げとなり、全体では、1.03%の引き下げとなる予定です。

診療報酬改定に係る本町の影響につきましては、今後の医療費の動向も不確定要素が多い中、流動的で、きわめて予測しがたい状況であることや、また、多数の診療報酬項目がある中で、改定がある項目もあれば、ない項目もあるため、影響額を算出するのは難しいと考えております。しかしながら、国費ベースでは、社会保障関係費の自然増を1,700億円程度削減できると見込んでいることから、本町においても、少しでも医療費削減の方向に影響がでることを期待するところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） 次に、全国的でもございますが、65歳以上の人口が現在3,000万人を超えておりまして、国民の4人に1人が65歳以上だと。2042年には、3,900万人としてピークを迎えると。その後も75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されております。

こうした状況の中で、本町は高齢化率約40%近くにある中、地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みが進められておりますけれども、地域包括ケアシステム推進構築に係る課題について、お伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町の地域包括ケアシステムの構築と、高齢者の日常生活を支える仕組みづくりについて、昨年8月から「京丹波町地域包括ケア推進委員会」を設けまして、これまで高齢者施策等に直接かかわりのなかった地域振興会、商工会、農協、シルバー人材センター等からも委員として参画いただき、幅広い視点で協議を進めていただいております。

さまざまな分野の皆さんに、検討の場に加わっていただくことで、介護サービスの枠を超え、少しずつではありますが、地域全体で高齢者の皆さんを見守り、支える機運が高まりつつあると思っております。

課題としましては、より専門的なサービスを必要とする在宅療養者が、急変時にも対応可能な在宅医療体制や看取り体制の確保、また、認知症施策として、初期集中支援チームの取り組みに必要な「認知症サポート医」など、専門医の確保などがありますが、いずれも、本町単独での体制確保は困難であることから、広域的な体制整備と連携が図られるよう、京都府等に働きかけていきたいと考えております。

あわせて、福祉や介護を担う人材の確保についても、事業所や京都府と連携して取り組んでいく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） 認知症患者における愛知県での痛ましい事故に伴いまして、その家族に監督義務があるかどうかは生活の状況などを総合的に考慮すべきと最高裁で判断されました。

私も母を認知症で介護しておりました関係で、この判断には胸をなでおろしたところでございます。

高齢者 4 人に 1 人が認知症の人、またはその予備軍ともいわれる中、国においても新オレンジプランが示され、七つの柱を軸に置き、取り組みが進められていますけれども、何より住みなれた地域での見守り、支え合いがあってこそ、認知症の人が認知症とともによりよい生活ができる環境だと思います。

こうした地域社会環境づくりに向けた取り組みを進めてこそ、地域包括ケアシステムが成り立つものと考えますが、何より地域での理解と協力、支援が必要でございます。行政として地域の役割、かかわりをどのように進めていこうとお考えなのか、担当課長にお聞きしていいのかわかりませんが、お伺いしたいというふうに思います。

それから、振興会で配布いただいて、いいことを書いてくれてるんです、うちの質美振興会ですけど。ご近所の見守り、支え合いで、まちづくりを進めようということで、この冊子を全区配布して、本当に田舎も都市化しておりまして、ずっと言っておりますように、遠くの親戚より近くの人というところが、大変希薄化してさみしいと。米がなかったら、隣に貸してと言ったらすぐ貸してくれたけど、最近、それも言えなくなってきたというようなところでございまして、地域包括ケアシステムについても、そうした地域とのかかわり、地域間での住民同士の理解、協力、支えがあってこそ成り立つ制度だというふうに思っておりますし、行政として地域の役割等について、かかわりを当然必要とされるというふうに思うんですけども、どのようにこれらについて進めていこうとお考えなのか、お伺いをいたしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 議員おっしゃいましたように、やはり地域における認知症の高齢者の対応については、大きな課題になると考えております。その中で、私どもは、緩やかに見守っていただけるサポーターの養成を考えておりまして、既に今年度におきましても地域や学校、PTAと一緒に認知症サポーター養成講座というのを開催していただいております。

また、社協主催ではございましたけれども、企業さん向けの講座も開催していただいております。お買い物に見えた際ですとか、また、地域で見かけられたときに見守っていただけるような、地域ぐるみで見守っていけるような体制づくりを進めていきたいと思っております。

また、サポーターを養成するに当たってのキャラバンメイト、講座を開催していただく方なんですけれども、2月27日の土曜日にキャラバンメイトの養成講座もさせていただきまして、四十数名の方に受講をいただき、いずれもメイトさんとして登録をいただいたところでございます。

地域の皆さんと一緒に見守り体制を構築してまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） ぜひそういう方向でお取り組みをいただきまして、このシステムが充実するようなことになってほしいなという思いを持っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

続きまして、農業振興対策についてでございます。

有害鳥獣対策については、年々予算的にも増額確保をいただきまして、積極的にお取り組みをいただいていることに感謝をいたしておりますけれども、昨年、9月議会に、私がお伺いいたしました捕獲後の埋設処分場の設置について、検討していくというようなお答えだったというふうに思います。その方向性と検討結果についてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 捕獲後の埋設処分場所の設置につきましては、特定の場所に一定規模の埋設場所を確保することが非常に難しく、地域に分散させる必要があると考えます。

町有地で提供できる場所の検討を含め、各区の協力を得て埋設場所の提供を募りたいと考えています。

年間2,000頭を超える鳥獣が捕獲されている中で、全ての捕獲鳥獣の埋設場所を確保することは困難なため、これまでどおり有害鳥獣捕獲隊員の皆様に埋設処分をお世話になりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） 大変苦勞されているのは実情でございますし、とっても山から引きずりおろして、それをその場所で埋設するというのは、大変困難ということでございますので、町のほうでもご努力いただいて、頭数削減のためによりしくお願いしたいと思います。

質美地域では、一昨年でしたか、ちょっと相談も私のほうにもございまして、財産区の土地について活用できないかというようなこともございまして、別に空いたところだったらいいのではないですかというようなお話もさせていただいた中で、2月の末の区の常会の中で、質美地域では2カ所。これは、多分、狩猟者と財産区との協議も重ねられてきた経過もございまして、このことを受けて、2カ所の埋設処分、上と下にできたということをお聞きをいたしました。

他地域でもこうした取り組みがなされるということも期待しているんですけども、こうし

た動きについてご承知いただければ、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） ただいま岩田議員さんからございましたように、私どもも質美地域での場所の設置については、お聞かせをいただいたところでございます。

また、他の地域におきましても、それぞれの財産区、また、区においてもご協議を賜っておるところでございまして、今、事務局サイドといたしましては、そうした状況を一旦把握をさせていただいて、その後、他市町の取り組みの状況を把握しまして、今後、助成支援とか、そういったものを検討してまいりたいというように考えておるところでございしますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） ぜひ検討いただきたいのと、これは昨年9月にも紹介しましたが、福知山では、既に市が設けておりますし、広域的に南丹市さんとかとも連携を図りながら、確保できるような体制が整えば一番ありがたいなというふうに思っていますので、ぜひ前向きにこれからも、我々質美地域の手助けも含めまして、前向きにお取り組みをいただきたいというふうにお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、国が示す今後の農業経営は、小規模農業を後退させ、農地の集約化、大規模営農、企業の農業参画など、ますます私たちの農業への経営意欲をそぐ施策が打ち出されています。

本町の主産業であります農業が、意欲を持って元気でやりがいのある、また、食のまち京丹波町と胸を張って営農できるものでなければなりません。本町が示す持続可能な農業経営の今後の姿とはどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国においては「農林水産業・地域の活力創造プラン」を取りまとめ、農業を足腰の強い産業としていくための政策と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための政策を行い構造改革をさらに加速化させていくこととされております。

本町においては、農地の受け手となる多様な経営体の経営安定や確保が必要であると考えております。

そうしたことから、集落や地域での話し合いに基づく「京力農場プラン」の作成を推進し、作成されたプランの実践により、農地集積を促す仕組みを構築し、農業の競争力・体質強化を図るとともに、担い手の確保・育成と産地づくりを行うことが重要と考えております。

また、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度を活用し、地域の農業の担い手はもとより、小規模な農家や地域住

民、都市部の人材なども含め、農村の内外から幅広い人材等の参画を促し、地域においてその能力等を最大限発揮できる環境づくりも大切であると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） 私の区でも、以前、課長にもお越しいただいて、大変貴重な話をお伺いし、前向きに取り組んでいこうというような話し合いをずっとしております。農家組合長が中心になってくれまして、今後の営農展開のあり方について、再三話し合いを持っておりまして、5年後、10年後、その先も見据えた農業の形、営農の形というのを模索しているところでございます。

先祖から引き継いだ農地は守っていかないといけないと。しかし、農業経営は給料をも圧迫すると。できれば子どもたちには継がしたくないなど、後退的な意見もございまして、その思いは多分本音だろうというふうに思います。

やはり小規模経営ではコスト面など、採算性を無視した経営が農家自身を苦しめていることは承知しているものの、集団営農などに一步が踏み出せない状況にございます。

一つには、現状の機械化に対する支援の補助額をもう少し引き上げてもらえないだろうかとか、ソバ・小豆・ハウレンソウ・京かんざし、これは、京丹波町ブランドということで進められておりますけども、これに対する補助増額など、こうした課題は財政上の問題とか裏づけも必要だろうと思いますが、将来を見据えれば、抜本的な施策を打ち出す必要もあるのではないかというふうに考えますが、いかがお考えなのかお伺いしておきたいというふうに思います。これは、担当課長からでいいです。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） ただいまも議員のほうからございましたように、やはり農業経営というものが近年それぞれ特にですけども、農業機械に対する経費の増加というものが経営を圧迫しておるということは皆さんご承知のことかというふうに思います。

その中で、今もございましたように、やはり経費を落としていくということになりますと、農業機械等にかかる経費を削減していくということで、やはり集落営農組織、また、農家組合単位等で農業機械を共同でご利用いただくというようなことが一番経費削減には有効な施策というふうに考えております。

また、もうかる作物を栽培していただくということで、一定規模を栽培をいただくためには、それなりの施設整備も必要ではございますので、そういった場合は、また補助事業として有利な京都府の事業でありましたり、国の事業の活用ということもできますので、そうい

ったことも視野に入れていただいて、一番には集落内での話し合いが一番重要かというように思います。そういったところには町のほうも参加をさせていただきまして、話し合いの中にも入らせていただいて、一緒にご協議をしていきたいなというように考えております。一番難しい部分ではあるんですけれども、やはり集落営農等をつくり上げましても、農地を一定担い手に預けられた方がリタイアをされて、何も参加をされないという状況ではなくて、やはり集落の皆さんが中山間直接支払制度、それから多面的機能支払制度を活用いただいて、皆さんが参画をいただいて、集落の農地を守っていくということが非常に重要かというように考えておりますので、今後ともよろしく願いをしたいというように思います。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） ちょっと午前中の山内議員と重なるかもしれませんが、特に農業を経営していく上で、有害鳥獣対策、特に、私どもではシカ被害が深刻でございまして、私どもの区でも電柵では防げないということで、さらに電柵の下にメッシュ入りのネットを張る作業を先週から自前でやっているんですけど、まだまだ終わりません。毎週、日曜日に出てやらないといけないわけでございますけれども、当然、補助額の中でやるということで、受益者面積割りでその費用を負担しないといけないということで、一部では、当初、やりたくないという意見も多数あった中で、強引に持っていった経過もあるんですけども、これも他市町村の例を言うとしわけないんですけど、福知山市では、金網フェンスとか、メッシュとかの材料費を全額市で持つというようなこともされております。これも財政状況が厳しい中で、大変こんなことを一編にできないというふうに思いますが、ぜひ元気な農業をやっていくと。農業を守るという立場から、ぜひ前向きにご検討をいただきたいというふうに申し上げておきたいというふうに思います。

最後に、四つ目の支所機能の充実についてということでございます。

合併後、条例に基づき、瑞穂・和知支所が設置され、地区住民の身近な窓口としてのその役割を担っているところでございます。窓口業務を除き、相談内容によっては本庁の指示・判断を仰がなければならず、住民への対応の遅れが指摘をされております。事実そういうことで住民さんから聞かせていただきました。実効性のある予算と権限を一定付与いたしまして、柔軟な対応を図るべきではないかというふうに考えますが、いかがお考えかお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 支所の業務に関しましては、行政サービスの身近な窓口として、また、地域支援担当や危機管理担当を配置し、きめ細かな対応を行っております。

支所予算に関しましても必要な予算配分を行っており、支所独自の取り組みによる事業も展開しております。

それぞれの事業における相談案件につきましては、所管課との連絡調整を図り、速やかな対応に心がけているところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） 丹波地区の住民の方々は、直接担当窓口に来られて、その都度、即対応で返事も回答もいただけるということでございますが、なかなか支所の中では権限がないというような中で、本庁にお尋ねしてからということで、若干ずれが生じているというところで、ちょっと疑問を持たれている住民の方がいるんだというふうに思います。

支所の事務分掌というのは、かなり規則で定められておりまして、本庁でやっている仕事を全部やらないといけないということで、職員さんは多種多様な事務を担うことになりまして、まさにオールマイティー、全ての専門分野を掌握しておく必要があるということは、大変ご苦労さんだというふうに思います。あらゆる相談・要望に対応してくれておりますけれども、優しく丁寧に対応してくれております。しかしながら、その内容によりましては、予算を伴うものが多くございまして、即断できないということで、本庁に尋ねたというような対応をせざるを得ないというのが現実だというふうに思っておりますし、土木・農林関係の修繕工事など小規模なものですとか、即対応をしなければならない事件など、少額のものについては予算配分とともに、支所の決裁権限を拡充して住民に即対応、応えていくというふうなお考えはないのか、再度お伺いしておきたいというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先ほどお答えしたとおり、私としては、支所が十分行政サービスの最前線で機能しているというふうに思ってるんですけど、本庁と協議をするということは、本庁役場内でも担当課同士横の協議をしているわけで、全くそのことはちょっと変形しているだけでほとんど遅い早いに関係しないというふうに思っているんですね。

そこで、今言われたことの中で、緊急を要することについては、先ほどと全く逆の考え方で、お金がないということは一切関係しなくて、緊急を要する、命にかかわるとか、財産に直接かかわるということについては、行政は果敢にそのことを実践することが行政の第一使命だというふうに認識しているというふうに考えております。そのようにしていきます。

支所についても一緒に、何かあればそれは受け止め方で、町民の皆さんから言ったら、本庁にこのことについては相談して時間がかかっているというふうに思われても、それは仕方

がないと思ってるんです。ただ、そのことは本庁に来てもらっても、やっぱり協議しないといけないことについて協議して、回答が即答できないケースもありますので、そういう誤解がないように支所をしっかりと指導したり、支所機能を高めていきたいという思いであることを申し上げて回答とさせていただきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） 町長おっしゃるとおりだと思いますし、私が言っていたのは、事務の決裁文書だったかな。ちょっと忘れましたが、何万円までか。10万円とか、小規模なものについては、課長決裁で行けるというようなことがあったと思います。その程度のものなら支所長権限でできるようなことにしてもらったら早いかなという思いでちょっと申し上げたので、ぜひそのあたりについては再考をお願いしておきたいというふうに思いますし、それによってどの地域にお住まいいただいても同じような対応、判断でできるということになるのではないかとこのように思っておりますので、ぜひお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで岩田恵一君の一般質問を終わります。

次に、森田幸子君の発言を許可します。

森田君。

○3番（森田幸子君） 3番公明党の森田幸子です。

平成28年第1回京丹波町議会定例会における私の一般質問を通告に従いまして行っております。

初めに、健康対策について、広報京丹波2月号に健診結果から京丹波町の健康状況として、特定健診、がん検診、それぞれの健診から見える課題など、わかりやすく特集掲載されています。

ピロリ菌検査も今年度には対象年齢を40歳から19歳と拡大し、町民の健康対策に積極的に取り組んでいただき、大変評価しております。

こうした取り組みに町民の皆さんが積極的に受診していただくことが大事であると考えております。

特集記事では、全体に受診者数が減少していることが大変気になります。

そこで受診率向上のために個別勧奨をする考えはないか伺いいたします。

また、企業やあらゆる団体に受診推進の協力を依頼することなど考えはないか伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 全ての検診項目を受診できる40歳を節目として、その年度に40歳になられる方に対して、申し込みの有無にかかわらず、全ての問診表を送付し、個別勧奨を行っております。

がん検診のうち、子宮がん、乳がん、大腸がんは、国の施策の中で、節目健診として、個別に案内を送り、勧奨を実施しております。

また、企業への協力依頼は、南丹保健所管轄の「地域・職域連携推進会議」において行うとともに、京丹波町の商工会には、直接、協力を依頼し、健診日程のチラシ等の配布をお願いしているところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 受診率向上のために個別勧奨もしていただいているということですが、具体的にどういったことか教えていただきたいのと。

また、これまでもそうしたあらゆる団体に協力を推進していただいておりますことをお伺いいたしました。具体的にはどういったことを個別勧奨ということでもありますか。教えてください。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 先ほど町長が申しました年度に40歳に到達される方につきましては、事前お申し込みがあるなしにかかわらず、受けていただける問診表をお送りさせていただいて、40歳になったらいろんながん検診も受けられますよというご案内をさせていただいております。お一人、一生に1回限りということにはなるんですけれども、40歳に到達される方へのご案内をさせていただいている分と。

がん検診のうち、子宮がん、乳がん、大腸がんについては、クーポン発行ということで、その年齢に到達される方に国の補助制度を活用させていただいて、クーポン券の送付によって受診勧奨をさせていただいてるところでございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） お答えいただきました。

今言っていただきました乳がん検診については、個別検診の体制づくりが検討されていると、平成26年12月議会の一般質問で答弁がありましたが、その個別検診の体制づくりというのは、具体的にどういったことなのかお伺いするのと。

また、乳がん検診とか子宮がん検診は、子育て世代も含まれることから、受診中の保育支

援はあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 乳がんの個別検診といいますのは、医療機関で受けていただくことなんですけれども、現在のところ京丹波町では集団検診で実施しております。医師会さんのご協力が得られるようになりましたら、個別検診という形で医療機関での検診を受けていただけるように調整を進めているところでございます。

また、子育て世代の方がお子さん連れで健診にお見えになった際、個別に保育ルームを設けてはおりませんけれども、必要に応じて保健師とかそこを担当しております者がお子さんを預らせていただいたりして、受診はしやすいように努めさせていただいております。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 丁寧な保育支援のほうも体制づくりを考えていただいておりますが、案内の文書の中にもこういった保育支援もしているといった内容の文言も申し込みのときにつけ加えていただけたら、利用者の方もよくわかって、事前に申し込みもしていただけたら、こちらの体制もよくわかると思いますので、こういった対応をまたよろしく願いいたします。

また、乳がん検診については、医療の機関とも相談してということで、医療のほうもそうした体制が承諾得られたら、乳がん検診はどれぐらいの受診率が向上するかどうか、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 保育支援といいますか、保育ルームはないですけれども、お子様連れでも受診可能というようなことは、今後またお知らせさせていただきたいと思います。

乳がん検診に関して、個別検診を導入することでどれぐらいの受診率がアップするかというところについては、まだちょっと具体的な数字は持ち合わせておりません。それでも自分の都合に合わせて医療機関を予約していただけるようになるとと思いますので、利便性は図れるものと考えております。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 平成26年の特定健診受診率は、京都府内で1位となっているとの記事がありましたが、それは本当に私たちもうれしいことなんです、がん検診も含めて昨年度の受診者が減少していることの要因はどのようなことが考えられるのか、また、この特定健診受診率には、個別健診は含まれていないのかどうかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 受診者が減っている原因といたしますか、全体的な人口減もございますので、受診者数だけで比較することは多少減少する可能性もあるかと思えます。

また、医療に既にかかっておられる方は、健診で改めて受けていただくよりは、今かかっておられる医療を継続していただくことのほうが重要かと思えますので、現時点で詳細な分析にはまだ至っておりません。

特定健診の受診率につきましては、これは平成26年度分で、法定受診率ということになりますので、法定に報告した受診率ということでありますので、個別健診、またドックの受診者数も含めての割合になっております。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 一人でも多くの方に受診を受けていただくためには、これまでと同様の推進啓発では向上の期待はできないと考えます。

また、具体的に今回はこういった対策をとるか、受診率向上に向けての対策をぜひ考えていただきたいと再度お願いいたしまして、次の質問に行きます。

女性が生涯を通じて健康で充実した日々を過ごすことを支援するため、2008年に3月1日から3月8日までを女性の健康週間と定めています。女性は、女性ホルモンの影響を受けやすく、生涯にわたって心身の状態が大きく変化します。世代ごとにかかりやすい病気や悩みも複雑で、きめ細かな対応が欠かせません。更年期には、不定愁訴や骨粗しょう症といった悩みが深刻化してきます。

そこで、転倒予防としても個人の骨密度を知って予防に努めることは、大変重要と考えます。骨量測定の実施をする考えはないか伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在のところ、健診での骨量測定は予定しておりません。

超音波による骨量測定は、レントゲン検査に比べ精度が低く、数値からの保健指導の難しさがあります。また、中高年以降において、骨量を増加させることは非常に困難で、骨量増加のためには、20歳までに骨量が充実することが重要であると言われております。

今後、学校との連携を深めながら、食育指導に重点をおき、子どもの時代から強化していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 以前の質問でもばらつきがあるので難しいということでお答えいただ

きましたが、他の自治体が行う骨量測定は、超音波法と聞いています。検査のばらつきで保健指導が難しいということであったが、どうしても実施が難しいのであれば、京丹波町病院では血液検査での骨量測定を導入されているとお聞きしました。こういった血液検査での骨量測定を導入する考えはないか伺いいたします。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 現在のところ詳細な検討ができておりませんので、今後勉強させていただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 実際、骨量測定によることによって意識づけなど関心が高まってくると考えます。町長が先ほどもお答えいただきましたように、私たち高齢化になって骨密度を上げるとかそういうことがなくても、そういった関心で気をつけて、運動とか食べ物によって気をつけていけないこととかいろいろあると思いますので、今、課長お答えいただきましたように、前向きに検討していただけたらうれしいと思います。

次に行きます。

中高年に人気の高いウォーキング。ウォーキングは、体に負担をかけ過ぎることなく、足腰や膝、肩などの運動器を動かせるため、いろいろな運動の中でお勧めの運動となっています。加齢による筋力の低下は、糖尿病や高血圧などの生活習慣病を招くと言われています。

日本一の長寿を誇る長野県で生まれた手軽な運動法として、松本市民の協力を得て行った「インターバル速歩」。

「インターバル速歩」とは、ややきつと感じる大股の早歩きと、散歩程度のゆっくり歩きを交互に繰り返す運動のこと。そういった実験には、40歳から75歳の男女、6,000人以上が参加。5カ月の継続で体力が最大20%向上し、高血圧、高血糖、高脂血症の数値が約20%改善されるという結果が出ました。

本町も、「町民歩こう運動」としてウォーキングや、中でもこういった「インターバル速歩」に取り組む考えはないか伺いいたします。

また、長野県松本市では、歩く習慣のない方が、より気軽に歩くきっかけづくりとして、歩くことを継続するための記録カードを作成し、記入できたカードと引きかえに記念品を進呈されています。本町も、こうした取り組みを行う考えはないか伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ウォーキングについては、老人クラブの事業での取り組みを初め、保健事業や教育委員会の社会体育関係事業において、積極的に取り組まれており、町内でもウ

オーキングをされている住民の皆さんを数多く見かけることがあります。

継続した取り組みを促すために、記念品と交換する等の手法もあるかと思いますが、現在のところ、検討しておりません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） お答えいただきましたように、仲間とか年配の方でそういったウオーキングにとりかかっていることも私も知っておりますが、行政がまた中心となってこういった具体的な数値とか実験的なことでも何カ月かの継続で取り組みができたらうれしいと思いますので、また前向きによろしくお願いいたします。

また、京丹波町内の運動習慣では、国の調査よりも高い結果となっておりますが、40歳までの若い年代ほど運動習慣がある人の割合が低い状況が見られ、特に女性は2割以下となっております。課題解決の取り組みの考えをお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 女性の運動習慣が少ないということでございます。なかなか忙しい毎日で難しい点があるかと思いますが、健診結果を説明させていただく際の保健指導等におきましても、そのような働きかけはさせていただきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） ありがとうございます。

また具体的に提案できるようなことがあれば、細かに指導してお伝えをお願いしたいと思っております。

次に行きます。

受動喫煙対策については、建物内だけでなく、敷地内禁煙も推進すると平成27年3月議会で答弁されたが、その後の推進状況をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 受動喫煙防止対策として、町内の公共施設等については、庁舎内禁煙は実施しておりますが、敷地内禁煙は、役場庁舎も含め、完全にはできていない状況であります。

新庁舎建設にあわせて、しっかり検討してまいりたいと考えております。

また、子どもに対する受動喫煙防止と将来的な予防対策として、保健事業の中で、乳幼児期の子どもを持つ若い世代や、学童、生徒等に対する禁煙・防煙教育に取り組んでいる状況でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 今お答えいただきました本庁舎の敷地内はできていないので、また新庁舎ができるときにはその点も取り入れるということでありましたが、この本庁舎だけではなく、あらゆる公共の敷地内もそれぞれたくさん公共の施設があると思いますので、そういった広い観点から対策をよろしくをお願いします。

また、先頭を切って、こうした対策も頑張ると町長は以前からもおっしゃっていましたので、具体的な対策をまた検討していただきたいと思います。

京丹波町病院には、禁煙外来があることから、健診結果報告会で禁煙外来につなげた経過はこれまでにあったのかどうか、また、対象者、喫煙者に専門家の話を聞いていただく機会を設けるなどの考えはないかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 禁煙外来のご紹介につきましては、問診表で喫煙の報告といたしますか、喫煙経験のある方等につきまして、ご紹介はさせていただいておりますが、その方が実際に受診されたかまでのフォロー調査はできておりません。ご紹介はさせていただいております。チラシで指導させていただいております。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 喫煙されている方を集めての話を聞いていただく機会ということかと思いますが、またそれにつきましても、どのような形で保健険事業につなげていけるのか、また保健師等と相談させていただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 次に、事業所での受動喫煙対策として、以前、私一般質問でもさせていただきました。商工関係団体と連携して取り組むとのことでありましたが、実態調査の取り組みの状況はどうかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 京都南丹地域の府民会議の中のたばこ環境部会というところでの取り組みの一環として、事業所向けの啓発をさせていただいているところですが、直近に実施されました調査は、平成21年度当初ぐらいだったと聞いておりますので、今後、たばこ環境部会での取り組みにそういうことができないか提案させていただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 次に行きます。

スマートフォンなどが手放せないネット依存症の患者が低年齢化していると新聞報道が続けていきます。

従来、10代後半から20歳前後が中心だったが、スマホが低年齢にも普及したことなどから、最近は小学生が専門医を受診するケースがあるという重度の依存は、不登校や健康被害を招くおそれがある。専門家は子どもの様子をよく観察するとともに、親のまねをするうちに依存に至る例もあるとして、親自身のスマホの利用法にも気を配るよう呼びかけております。子どもたちのスマホ使用において、さまざまなリスクやトラブルなどから、子どもたちを守るための学校の取り組みをお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 各中学校では全校生徒を対象に、また小学校においては高学年の児童を対象に、京都府警、あるいは警察OBによりますスクールサポーターを講師に招いて非行防止教室等の開催を実施をしていただいております。スマートフォンを含む情報機器の安全な使い方、あるいはラインやフェイスブック等に潜んでいる危険性等の学習をその場で実施をしていただいております。

また、南丹警察署、各小中学校PTA、教育委員会等で構成します「南丹船井サイバー犯罪対策協議会」での研修会、毎月発行される「南船サイバーニュース」を全ての児童・生徒の家庭に配布をし啓発に努めております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 既にそういった体制の勉強とかをしていただいていますことをうれしく思いますが、ネット依存症のリスク、トラブルは今こういった警察の人の話でいいのですが、子どものスマホ利用によって視力が弱まるとか、また鬱病になるとか、不登校になるとか、そういった各小学校、中学校においての実情をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） お答えをします。

既に多くの児童生徒がスマホを実態としては持っているのが事実であります。したがって、当然その中では、使い過ぎによる視力の低下や、場合によっては依存症とまでは行かなくても、なかなか手放せないという状況もあるかと思います。

また、LINE等については、私が高校におりましたときに、特にそのことによって友達関係の間に不要なトラブルを招くという例もあったことも事実であります。そういう事例も

全くないとは言い切れないというふうに思います。

各学校においては、特に子ども間のトラブル等が発生した際、そうしたことがその背景にないか十分慎重に話を聞きながら指導をするというような状況で取り組みをしております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 近年における健康診査で視力が低下しているという現象はあるのかどうか伺いたします。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） 最近の健康診断で子どもたちの視力が、全国的にも言えるんですが、低下している傾向にあると思いますが、ただ、スマホ等を使うことによって、視力が落ちてるかという関連性については、今のところ聞いておりません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） ありがとうございます。

そういった現象が起きてからでは大変なので、また新聞の記事にありましたが、スマホ利用にルールをとということで、亀岡市のPTAや校長会、子どもに向けた提言などが決められて発表された様子が記事に載っております。亀岡市PTA連絡協議会や市内の小中学校の校長会は、子どもにルールを守ってスマートフォンや携帯電話を使うよう求める提言をまとめた。保護者にも対応を呼びかけていると以下ありますが、こういったPTAを巻き込んで先生方とも協議をしていただきまして、こういった子どもたちに向けての提言づくりとかに取りかかる考えはないか伺いたします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 既に各PTA等の中では、そうした研修もやっていただき、今、亀岡市全域ということでありましたが、それぞれの学校、PTAの中で、そういうことについての議論、研修を深めていただいております。

今、議員からご提言のありましたことについては、十分参考にして今後の取り組みに進めさせていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 今後またよろしくお願いいたします。

次に行きます。

防災対策について、住宅用火災警報器設置促進に伴う消防署員の全戸訪問についての通知をいただきました。昨年の３月に実施した住宅用火災警報器の設置状況が京丹波町では５４％、全国では６６．４％と低いことが判明。これまでお知らせ版やチラシなど、広報媒体等による設置推進は限界があることから、全戸訪問を実施されるということです。皆さんご存じだと思いますが、設置にも３段階あり、未設置家庭、一部設置家庭、設置済み家庭と設置済み年全国平均まで引き上げるとされております。消防署員の全戸訪問が３月から実施されます。尊い命と大切な財産を守るための第一歩の対策です。設置を促進するため、住宅用火災警報器の購入助成を行う考えはないかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） このたび、京都中部広域消防組合園部消防署では、設置の義務化以来約５年が経過する今日、いま一度、住民の命を火災から守ることを目的とした住宅用火災警報器の設置率のさらなる向上へ向けて、管内の全戸訪問を企画、実行されることとなったものであります。

消防法が示す警報器の設置義務とは、原則的に住宅所有者及びそれに準ずる者が負うこととなっているものであり、購入助成は行わず、今後は、消防署のご指導のもと、設置率向上へ向けた啓発を促進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○３番（森田幸子君） かつて旧町時代に、全戸に警報器の配布をされた経過がありました。それ以降に住まわれた方もあると考えられますし、また、購入助成の期間を短期にして少しでも割安に購入できるとなれば、促進効果が上がると考えますが、その点どうかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 本町の取り組みといたしましては、法の改正によりまして、平成１８年６月１日以降の新築住宅には、住宅用の火災警報器の設置が義務づけをされまして、それ以前の既存住宅につきましても、平成２３年５月３１日までに全ての住宅用途に供される建物に警報器の設置が義務化をされたところでございます。

本町では、平成２０年の１２月２５日の施行によりまして、町の住宅用火災警報器の購入事業補助金交付要綱というのを制定をしまして、義務期限までを目途として、その設置率の促進を後押しするという事で、事業を実施したものでございまして、当時多くの住宅でその事業の推進、購入をいただいたところでございます。

また、目的が法の施行までという目的としておりましたので、平成24年4月に要綱のほうは廃止をさせていただいて、現在に至っているところでございます。

確かに新たな対策として、そういう助成制度というものも、当然設置率を引き上げる一つの形とはなるわけですが、今後におきましては、行政なり関係機関でPRを行っていきまして、速やかな設置に向けて側面的に支援をしていくという体制で臨みたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 一台につき2,000円から3,000円までぐらいでホームセンターに売ってありますということをお聞きしたんですが、どこに買いに行ったらいいか、また、そのようなときに悪い訪問者が訪れてだまされたりとかあるかもしれませんので、どこにこういった火災警報器がこれぐらいでありますというような情報もまた皆さんに、全戸を回られるときに、そういった丁寧な説明もしていただけたら大変うれしいと思いますし、また今後こういった大事な住宅用火災警報器設置の事業でありますので、全国平均まで到達できるまで皆さんが設置できるように推進していただけたら大変うれしいと思います。

次に行きます。

高齢者対策について、かつては本町において、食料品などの移動販売車が各地に回っていたことがありました。事業者さんの高齢化や販売事情などで、移動販売車がほとんどなくなってきていると聞いております。自動車など交通手段がない方、バスに乗っても行けない方など、高齢者さんの買い物にはこれまでも、これからも、近くまで来てくれる移動販売車を頼りにされている方がいると考えられます。ほとんどなくなったとなるとどうでしょうか。私も現場に行って販売車で買物をされている方にお聞きいたしました。「いつも近くまで来ていただいているのがうれしいんや。なくなったらかなんで。みんなにも会えるで」と手拭いを首に結んでエプロンをして普段の格好がよく似合っていました。

宮崎県都城市では、「買い物困難者支援事業」として、民間事業者に公募し、2社が移動販売車の運行を実施しております。市民に大変喜ばれております。本町においても民間事業者を公募し、「買い物困難者支援事業」を実施する考えはないか伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 昨年11月に策定した「京丹波町創生戦略」では「買い物支援ネットワーク形成事業」を戦略事業として掲げております。今後の高齢化の加速に対応し、買い物弱者への支援を進めることとしており、平成28年度においては、「買い物支援バス運行事業」をモデル的に実施する計画としております。

具体的には、現在、和知地区の道の駅「和」を拠点に実施されている買い物支援バス運行事業の実施形態を、丹波地区及び瑞穂地区においても、道の駅「丹波マークス」を拠点に、運行を考えているところであります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 町長さんにお答えいただきました。

そうした支援事業を予算で組んでいただいていることも目にいたしました。バスに乗っても行けない方とか、また、常に普段着のままで近くまで来てくれるということのすごさとか、高齢者の方にとっては全然思いが違うと思いますし、また、農業者さんには、個別支援とかいろんな事業の支援の策があるんですが、買い物困難者に対しての支援事業というのは一切なくて、事業者さんの課題も深刻化しておりまして、生ものの取り扱いや、最近では採算が合わないことなどから事業者さんが激変して、こういった状態になっていると思いますので、先ほども言いましたように、「買い物困難者支援事業」として、事業者さんに対しても支援をしていただけるような考えはないかどうかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 買い物支援につきましては、いろんな手法があるというふうに思っております。

まず、買い物で困っておられる方がたくさんいらっしゃる場合には、そこにお店とかそういう施設をつくるという方法。

それから二つ目には、今町が提案しております店への移動手段として提供する方法。

それから三つ目には、商品を届ける、今議員さんがご指摘である部分で、宅配とか移動販売という手法があるというふうに思っております。

今、三つ目の分については、なかなか厳しい状況ということもありまして、今、町のできる範囲ということで、移動手段ということの店への提供、買い物ということをやろうというふうに思っております。

もともと買い物弱者の方を一くくりで言葉では言いますが、それぞれの身体的な状況、それから家庭的な状況、地域の状況、それぞれが違いますので、なかなかそれを全部克服するというのは、大変厳しいというふうに思っております。

町においては、交通機関として町営バスもありますし、今度の買い物バスもします。

それから、今、商工会の中では、和知地域のほうで移動販売をしようかなという動きもあるようにも聞いております。それぞれの役割のもとで、それぞれができる範囲のことをして、

総合的に対応することが大切かなというふうに思っておりまして、今回、町は店への移動手段ということで施策を考えているということで、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 丁寧にお答えいただきました。

三つ目の買い物困難者の支援事業なんですが、こういったことは先々でも考えられないことかどうか伺いいたします。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） まず、町がというよりも、事業者とか、商工会、そういうことを専門的にやっている業者、まずはそういうところのお力を借りてのことかなというふうに思っているところであります。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 何度も申しわけないんですが、先ほども申しました事業者さんの課題も深刻化しておりまして、ぜひこういった機会に行政のほうも出かけていって、実態調査をしていただきましたらうれしいと思いますし、私はこうして出会いをさせてもらって、本当に行政のほうもこういった方にも支援して、買い物困難者の方にも満足していただけるような状況をつくって応援していただけるのは大事ではないかと強く感じましたので、これは事業者さんに任せるだけでなく、行政としても大変な課題があるということも、今後調査していただきまして、支援の方向に向けていただけたら大変うれしいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口久之君） これで森田幸子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。3時まで。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時00分

○議長（野口久之君） それでは休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、篠塚信太郎君の発言を許可します。

篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 公明党の篠塚信太郎でございます。

それでは、平成28年第1回定例会における私の一般質問を通告に従いまして行います。

1点目はふるさと納税の推進等について、2点目はスーパープレミアム商品券の発行等について、3点目は施政方針についてお聞きをいたします。

まず、第1点目のふるさと納税の推進等についてであります。全国の自治体の先週末現

在の寄附申込件数は、ふるさと納税ポータルサイトふるさとチョイスの集計で、累計が69万4,027件というような集計になっておりまして、寄附金につきましては、推計であります。1,000億円を超えているというふうに聞いております。

1日1自治体平均で、お礼の産品もしているところ、していないところ、全く寄附がゼロの自治体も含めまして、平均6,100万円を超える寄附金の盛況を呈しているところでもあります。

2015年の納税ランキングで、1位が宮崎県都城市、35億2,718万円。2014年トップだった長崎県平戸市の13億円の2.8倍の寄附を集めております。2位は静岡県焼津市、34億9,280万円。第3位が長崎県平戸市、昨年1位のところです。26億7,716万円。昨年の第1回定例会で紹介しました旧丹波町と以前友好町でありました北海道上士幌町は、第16位で14億6,898万円でありました。上士幌町は、2014年に比べまして、1.6倍に伸びております。上士幌町は、町税が約5億円でありまして、人口は5,000人ぐらいだと思っておりますが、町税の約3倍の寄附を集めているというような状況になっております。20位までが11億円以上の寄附を集めているというところでもあります。

このように大きく寄附金額が増加しました主な理由としましては、市町村民税、都道府県民税の税額控除が2倍になったということが大きいと思いますし、また、それによって各自治体が知恵と工夫を凝らしまして、ふるさと産品の品数を増やしたということが考えられます。ふるさと納税は貴重な自主財源を確保するとともに、特産品や地元産品の販路拡大につながりますことから、地域の農林水産商工業の振興に寄与しますし、さらに推進が必要であるというふうに私は考えております。

本町におきましては、昨年4月下旬からお礼の産品を送付しかけてから、本年度まだ年度が終わっていないんですが、寄附金の合計は平成26年度が24件で422万円であったものが、件数1,351件、2,500万円ということで、件数で56倍、寄附額で6倍というふうに増えております。

しかし、丹波ブランドを前面に押し出しまして、まだまだ創意と工夫によりまして、さらに多くの寄附が集められると思いますので、お礼の産品等をもっと増やすべきであります。

例えば、牡丹鍋とか、すき焼きセットであります。単品でなくセットにすることによりまして、お礼の産品にできなかったシイタケ、ネギ、白菜、豆腐、コンニャク、卵などを肉とセットすることで、新たな産品となり、生産者でまたセット内容等を協議してもらうことによりまして、さらによりセットができるのではないかとというふうに考えております。

また、料亭や旅館等でのアユ、マツタケ、丹波牛ステーキ、牡丹鍋、すき焼きなどの特産

品や食事券、クリ拾い、貸農園、ゴルフなどのスポーツ・レクリエーション施設の利用券、公共・民宿・旅館の宿泊券については、寄附をしていただいた人に京丹波町に来ていただくメニューでありますので、行き帰りに道の駅などに立ち寄っていただければ、2倍、3倍の相乗効果が期待できるというふうに思いますし、今後はこういうレジャー的な食事券とか宿泊券、施設利用券などのニーズが高まると言われております。メニューに加えていただきたいというふうに思います。

そうして急激に増えています空き家の清掃、宅地と周辺の草刈りとか、また、お墓の清掃の返礼メニューを提案をいたします。

以上です。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ふるさと納税のお礼の産品につきましては、平成28年2月1日にリニューアルを行いまして、新たに20種類を追加し、合計40種類となったところであります。

特典の選定に当たりましては、国から求められている「適切な良識を持った対応」を考慮しながら、魅力的な地元特産品や観光資源など地域の活性化を図る観点も踏まえ、今後も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 私は当面のふるさと納税の目標としましては、一般会計予算の約1割、11億円を目標に取り組むべきというふうに考えております。11億円の寄附を集めることができましたら、合併特例の交付税が10割減額になっても、経費を差し引きましても、実質6億6,000万円は増収となるということで、財政の健全化に大きく貢献をいたします。

寄附額を増やすためには、京丹波町の代表的なブランド産品でありますマツタケ、クリ、黒豆の枝豆につきましては、季節数量限定となりますので、数量の確保に努めるとともに、クリ、黒豆の枝豆は、ふるさと産品用に増産を農家とか農業公社へ委託する考えはないかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いずれにしても、今ご質問の中で提案いただいているようなことをしっかりと研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○４番（篠塚信太郎君） 大阪府内に居住されてます知人から先日聞いた話であります、京丹波町は注目してよく検索をしているということで、しかし、３万円、５万円、１０万円コースと高額所得者を対象にしているように感じていると言われておりまして、確かに、１０万円の寄附で２５０グラムの丹波マツタケ、３０口の申し込みを受けましたが、受付開始から午前中に完売したというふうに聞いております。マツタケも運よく出たので、今年の秋もそういう受け付けしましたらリピーターになってもらえるのではないかと。間違いなくなってもらおうというふうに思いますが、１０万円コースが悪いということではありませんが、１万円コースの産品をもっと増やす考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） もちろん１万円コースが何と申しまして中心になるという考えであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○４番（篠塚信太郎君） グリーンランドみずほの宿泊券、食事券、マスターズハウスの貸農園もメニューに加えるべきではないかということをお聞きいたしておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 町内各所にそういった施設等もあるわけございまして、先ほども言われましたように、この地に足を運んでいただくという方法とその手段という意味では、そういった利用券等も当然必要になってこようかというふうにも思っております。

また、各そういった組織等におきまして、今は各道の駅にお世話になりまして、産品のほうをお送りさせていただいておりますけども、それぞれ各道の駅でいろんな催し物でありますとか、そういったチラシとかについても当然入れていただきまして、こちらのほうにお越しただけるような形でＰＲもさせていただいてるところでございます。

いずれにいたしましても、そういったことで、今後、調査研究をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○４番（篠塚信太郎君） 次に、ふるさと納税の財源を活用しまして、子育て支援や青少年の人材育成事業を行うべきではないかお聞きをいたします。

本定例会にふるさと納税の寄附金を基金に積み立てまして、寄附目的に沿った事業に活用していく基金条例が提案をされております。その基金条例第３条で未来をひらく人を育てる

まちづくり事業など、7項目が指定できることになってますが、納税者にリピーターとなっ
ていただくためにも、町独自の子育て支援や青少年の人材育成に特化した町単独事業を行う
べきと考えます。

先ほども申し上げましたように、北海道上士幌町の事例を紹介しておきますと、バルーン
スタンプ子育て支援カード事業、二つ目は子どもの絵本と映像ソフト購入事業、吹奏楽部の
活動における中高連携事業、認定こども園きぼうの森づくり事業、認定こども園異文化交流
指導員設置事業、上士幌町一流プロジェクト事業、上士幌中学校キャリア教育推進事業、幼
小中高一貫モデル事業、高校世代までの医療費助成事業、これは京丹波町でも昨年9月から
始まっておりますが、あと、認定こども園保育料軽減事業で、10項目あるんですが、全て
子育て支援と青少年人材育成に活用をされております。この活用事業により上士幌町では、
寄附者のリピーターが増え、寄附金が増額していると考えられます。

本町におきましても、町独自の子育て支援や青少年の人材育成事業に取り組まれることを
提案いたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ふるさと納税の財源の活用につきましては、計画的に事業効果の高い
事業に有効活用させていただくために、本議会でふるさと応援寄附金基金条例を提案させて
いただいたところでございます。

本年度の寄附金につきましては、一旦、基金に積み立てた後に事業化を予定しております。
上程中であります来年度当初予算では、子育て支援関連事業等において事業化し、寄附者の
使途希望に沿った事業に活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） それで、平成27年度の申込者数が一応1,351人というふうに
聞いているんですが、どのような事業を指定されているのか、されてない方もあるのか、集
計はされてますか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 申し込みをいただきまして、実際に当町のほうで収入をしている
件数といたしましては、1,344件でございます。寄附者からの寄附の使途目的でござい
ますけれども、7項目基金のほうにも設置をしておりまして、その中で、未来をひらく人を
育てるまちづくりということで、人権尊重なり、子ども・子育て支援、生涯学習の推進など
というところに429件、金額で申しますと、実際に2月末までに収入をしております2,

440万8,000円のうち710万6,000円でございます。

また、ほかの6件でございますけども、安心・安全なまちづくりということで、福祉施策・地域医療の充実、危機管理体制の強化というところには、150件で寄附金額が262万円となっております。

魅力ある産業をはぐくむまちづくりということで、農林業・商工業の振興、観光交流の推進で、258件、412万円。

豊かで美しい環境を守るまちづくり、環境保全、環境衛生などで、301件で544万7,000円。

人が暮らす、集う、定住・交流の基盤づくり、働く場所の確保や住環境の充実というところに、57件で128万5,000円。

住民自治と協働によるまちづくり、協働のまちづくり、住民自治の推進ということで、17件の22万円。

その他、町長に一任ということで、132件で361万円となっております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 使途目的がほとんどされてると。若干、361万円は、使途を指定をされてないということがありますが、やはりこういう寄附された方に対して応えていくためにも、今言われた事業は全体的なことを表現しているものでありますから、もっと具体的な事業につきまして、職員とか町民の方から、ふるさと納税の活用事業について、提案をしていただく制度を検討する考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まずは、寄附をいただいた方に、どういう形でしっかり目に見えるような形として、これこれのこういう事業に寄附金を充てさせていただいてますということがしっかりわかるような形で表現をさせていただきたいと。また、そういう事業に活用をしたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 次に、ふるさと納税推進室、仮称であります、設置を検討すべきでないかお聞きをいたします。

現在は、総務課で担当者が1人でやっているというふうに聞いておりますが、申請件数も2月末現在で1,351件と聞いておりますし、お礼状とか商品の発送、商品の手配、また、この1年間1人でよく頑張ってこられたなということで評価はしてるところですが、これ以上の申込受付とか、お礼の商品を増やすということは、担当者では到底困難であるというふ

うに思いますし、ほかの市町村では既に担当課を設置して取り組んでいるところもありますので、二、三人体制の、たくさん室はありますが、京丹波町はね。室がたくさんできましたけど、ふるさと納税推進室を設置するお考えはないかお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在のところ設置する考えは持っておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○４番（篠塚信太郎君） 第２点目、スーパープレミアム商品券の発行等についてお聞きをいたします。

昨年、国からの地方創生交付金を活用しまして、２回に分けて総額１億３，０００万円のスーパープレミアム商品券が商工会より販売をされました。１回目は全額直売で１人２０口、２０万円までの購入ができ、当日は４カ所で販売されましたが、早朝から商品券を買い求める人の列ができまして、商工会本所では４０分で完売し、ほかの３カ所も午前中に完売するという人気でありました。

そのため、ある販売所では、整理券をもらっていても２時間並んで待ってたが売り切れということで、買えなかったということで、大変心情を害されておりまして、また、午後からも買い求めに販売所を訪れる人とか、問い合わせなどの電話がかかるなど、買えない人が続出をいたしました。そうして、平日の午前９時からの直売では、買える人というのは限定をされてきます。勤めている人は絶対買い求めに行けませんのでね。そして、１人２０口、２０万円までの販売額というのは、これは金持ち優遇ではないかななどということで、町行政に対して厳しい批判の声が出ていたのは事実であります。

このような事態になることはあらかじめ予測できましたので、５月７日付で森田議員、山崎議員と連署で、寺尾町長と野間商工会長宛てにスーパープレミアム商品券発売等に関する要請書を提出いたしました。

要請内容は、当日仕事などで窓口に行けない人は購入できないこととか、窓口が混乱し、高齢者は負担があるというようなこともありますので、販売は事前予約制とすることを要請しましたが、そういう準備も進んでいた関係もあったのかもしれませんが、全く聞き入れられずに、先ほど申しました結果となってしまいました。

第１回の販売方法等を教訓に、９月７日付で、また森田議員と山崎議員と連署で、同じく寺尾町長と野間商工会長宛てに、スーパープレミアム商品券発売等に関する要請書を提出いたしました。

要請内容は、第1回目の発売状況を十分検証し、5,000セット全てを事前予約制とすること。1人当たりの購入限度額を3万円、3セットとすることを要請しましたが、結果、発売額の半分の2,500セットが事前予約、残りの2,500セットが直売となりまして、販売当日、「丹波マーケス」の販売所では、早朝6時から行列ができて、発売時間の午前9時には246人が整理券をもらって並びました。162人までが購入できましたが、84人が購入できないという事態となりました。

第2回目は事前予約制とか、1人の購入口数を10口にするなどの改善はされましたものの、若干、課題を残す販売となってしまいました。

一方、スーパープレミアム商品券の利用状況につきましては、2月18日の商工会と議会との懇談会で報告がありまして、1億3,000万円の販売に対し、1億2,900万円が換金されて、利用先の業種別では、食品など4,700万円、36%。建築工事2,650万円、20%。家電1,170万円など、今までは利用されなかった業種にも使われたということで、販売総額が1億3,000万円、1人20口まで購入できたということから、幅広い業種に消費喚起したものと考えられます。

平成28年度は、総額1,100万円の、今までから通常販売されています商工会のプレミアム商品券の発行経費が当初予算に計上されておりますが、平成28年度もプレミアム分30%、総額1億3,000万円規模の地方創生スーパープレミアム商品券を発行し、町内商工業の活性化を図るべきでないかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今年度実施いたしました地方創生プレミアム商品券については、国による地方創生事業として交付金措置により実施したもので、町内の商店に消費者が目を向けるきっかけとして大いに期待したところであります。

その結果については、従来のプレミアム商品券と違った幅広い業種で商品券の使用が見られるなど、幅広い消費喚起を図ることができたと考えております。

平成28年度は、同等規模での事業実施につきましては、財源確保の問題もございますので、従来型の10%プレミアムとして、事業実施に向け商工会への支援をしてまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 昨年度が総額1億3,000万円というかなり大きな販売額でありましたし、今年、平成28年度1,100万円ということは、10分の1も行かないわけで

ありまして、これだけの商品券の販売で本当に幅広い業種に消費喚起ができるのかどうかというのが疑問でありますし、やはり総額を増やし、１億３，０００万円とは申しませんが、総額を増やしてプレミアム率も２割ぐらいに上げるというふうなことを商工会と協議しまして、補正予算を行う考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ありませんのでよろしくお願いします。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○４番（篠塚信太郎君） 次、３点目に施政方針についてお聞きをいたします。

町長が施政方針で、健全財政の維持に向けまして「普通交付税の算定に係る合併特例期間の段階的縮減が始まることから、一層の財政健全化対策が急務である」と述べられておりますが、財政健全化に向けた取り組み等について見解をお聞きいたします。

平成２８年度予算の財源不足は、１７億５，９２６万円というように私は認識しているんですが、このまま推移しますと、交付税算定の合併特例期間が終了します平成３２年度には、６億３，０００万円の交付税が減額することになりますから、トータル２３億８，９２６万円の財源が不足するということが予測されます。

そこで、京丹波町病院の運営についてであります。寺尾町長が就任以来、常勤医師の確保など、本当に精力的に取り組まれまして、外来・入院患者数とも増加しまして、経営は安定はしてきていますが、一般会計繰入金は運営補助として１億８，０００万円余りありまして、大きな負担となっているところであります。

将来的な公立病院経営のあり方を考えると、今後も常勤医師等の医療スタッフの確保がきわめて難しいこととか、医療機器の導入・更新等に多額の経費を要していくことなどから、病床を削減しまして、病院から診療所へと体制を移行させても、本町の目指す地域医療の目的は達成できるのではないかというふうに私は考えておりますが、町長の見解をお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町の現在の医療行政は、旧町時代からの病院・診療所経営の歴史の上に成り立ち、あわせまして平成２２年度の京丹波町地域医療等審議会において、一つには「本町の医療の確保及び町立医療機関のあり方」を。二つ目には「本町における福祉と医療の連携について」を諮問いたしました。これらの答申をいただいたわけですが、この答申に基づき、本町では、京丹波町病院と和知診療所・歯科診療所の一本化を行い、また、地域包括ケアシステムの構築を行い、医療の役割・改善を懸命に進めてきたところであります。

また、平成２８年度には、厚生労働省による「南丹医療圏構想」での各病院の機能役割の計画化。総務省による「新公立病院改革ガイドプラン」の作成など、医療面と財政面の両面から公立病院の改善も求められており、これらを計画して改善も進めてまいります。

こうした中で、本町の少子高齢化問題や医療・福祉・保健・介護の連携など、本町にとりまして、医療は、ますます必要となつてまいります。本町の医療については、町民の生命と健康を守るため、地域医療の砦として、今後も病院運営に一層の充実を図っていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○４番（篠塚信太郎君） 合併特例交付税が減額されるということもございますし、旧丹波町時代には、須知病院が経営破綻しまして、町財政が赤字、再建団体に陥ったという苦い経験もございます。ですから、やはり財政の健全化は、これはやっていかなければならない時期に参っておりますので、病院経営についてもさらなる経営の改革を検討されることを求めまして、次の質問に移ります。

次に、グリーンランドみずほ株式会社と一般財団法人和知ふるさと振興センター、公益財団法人丹波ふるさと振興公社と公益財団法人瑞穂農業公社との合併を行えば、経営の合理化を図ることができると思いますが、町長の見解をお聞きします。

この１企業３団体で、平成２８年度、合計７，２００万円の指定管理料等が交付されるという予算計上になっておりますが、株式会社と一般財団法人が合併できるのかというふうな、私も専門的な知識がないのでわかりませんが、将来的にはやっぱりこの団体も、補助金なしで運営を目指すべきであるというふうに私は思っております。

農業公社については、以前からも合併すべきであるというふうに申し上げてきましたし、町合併１０周年を経過し、早期に合併し、経営の合理化と業務の効率化を図るべきだというふうに考えております。

いかなる企業や団体であれ、改革なくしては生き残れない時代であります。自治体、町村も今日までそういうことで時代に即した合併を繰り返してきた歴史があります。いつまでも町補助金に安住することではなく、今後、経営統合などを含めた改革が必要と考えますが、町長の見解をお伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 農作業の受託等を行う公益財団法人丹波ふるさと振興公社、公益財団法人瑞穂農業公社、一般財団法人和知ふるさと振興センターにつきましては、公益法人法の

改正を受けそれぞれの公社の移行が完了したところであります。

この３公社の合併につきましては、公益財団法人である丹波ふるさと振興公社と瑞穂農業公社の合併協議を平成２８年度から始めていきたいと考えております。

また、一般財団法人和知ふるさと振興センターにつきましては、法人の形態が異なることから、今後の状況を把握し検討してまいります。この３つの公社は既に連携を行っており作業を効率的に進めている状況にあります。

なお、グリーンランド株式会社につきましては、法人の形態や事業内容が異なることから合併については、難しいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○４番（篠塚信太郎君） 農業公社は合併に向けて協議を始めるということで評価をさせてもらいます。

そして、平成２８年度からは、町長の肝入りで木質バイオマスエネルギーによる地域熱供給システム整備事業など、新たな事業に着手されようとしております。既存事業を見直さずに放置すれば、財源不足に陥ることは明白であります。事業効果をしっかりと見きわめ、経営改革を図ることが重要であることを申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、自主財源の確保を図るためには、町税を初め各種使用料等、特に保育所利用料、住宅使用料、学校給食費、介護保険料、水道使用料、下水道使用料、まだほかにもあるんですが、収納率の向上に取り組むべきと考えますが、町税・国保税を除く各使用料等の平成２６年度収納率は、サービスの対価にもかかわらず非常に低い収納率であります。

平成２６年度末における使用料等の滞納状況であります。これから滞納額を累計で申し上げますが、先ほど申し上げました保育所利用料は４９４万２，０００円、それから住宅使用料は１，６７７万１，０００円、学校給食費が４０８万３，０００円、介護保険料が１，０５９万５，０００円、水道使用料が８，９３２万６，０００円、下水道使用料が３，６７７万８，０００円ということで、合計１億６，２４９万７，０００円の滞納があったと。これは平成２６年度末ですので、平成２７年度に収納されている分につきましては、減少になりますが、しかし、滞納分の収納率もそう高くございませんので、同じぐらいかなというふうに思ってますし、またさらに、これに平成２７年度の分が加わるということであります。このような滞納分、町民さんの話なんですけど、これらの使用料を引き上げる場合、滞納分を全部徴収してから引き上げをすべきだというふうな町民の方の強いご意見もございますし、財源の確保と負担の公平性を確保することからも、このような滞納状況を解消すべき事態で

あります。

そして、平成26年度分の単年度、1年分の使用料等の滞納額を、今申し上げました六つの使用料では、合計2,642万円ということでありまして、職員3名分の給与相当額になるのではないかなというふうに思っております。

ということで、滞納累計額が毎年急増をしております、今、各課での取り組みには限界があるというふうに考えております。特別会計も含めた使用料等の徴収を一元化し、収納対策室（仮称）の設置を検討すべきでないかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町には、町税等公金の徴収を行う関係課で構成した京丹波町税等徴収率向上対策委員会を設置しております、徴収率向上を目指して取り組んでおります。特に今年度の取り組みにおいて、コンビニ収納を開始しました。

また、京都地方税機構へ派遣され徴収技術を習得してきた職員が講師となって、関係課管理職を対象とした債権管理についての研修も行いました。

徴収率向上対策については、この委員会のさらなる充実を図ることで対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 先ほども申し上げましたが、使用料等の収納率が合併以降、急激に低下をしておりますが、これはどのような背景と原因があると分析をされているのかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 合併以降、公共料金等の収納率が年々低下をしているという状況でございますけども、一つの原因といたしましては、例えば、水道料金等におきましては、料金改定というものが行われてきている状況も一つの要因ではないかというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 水道料金はそういうことが言えるかもしれませんが、ほかの保育所利用料とか、住宅使用料とか、学校給食費、介護保険料、下水道使用料、この辺はどのような背景があるのか、また分析をしておいていただきたいというふうに思います。

分析をして、その背景と原因がわかれば、もっと収納率は上がると思いますのでね。そういうことはできていないのではないかなと私は感じております。

使用料等の収納率は、サービスの対価でありますから、現年度収納率は、９９．５％以上を目標にさせていただきたいというふうに私は申し上げておきます。

例えば、水道料金の現年度収納率が９９．５％まで上がりましても、今は９７．５％ぐらいでしたか。上がりました場合でも、単年度で調定額は５億円ありますので、２５０万円の未収金が発生するということなんで、この滞納分の収納率が、例えば、２５０万円が滞納になった場合に、今の状況でしたら１０％ないんですね、収納率が。ですから、２５万円入らないんですね、一旦、滞納になってしまったら。ということで、現年の収納率をやっぱり上げなければだめだというふうに私は思っておりますので、収納体制を早期に確立をされることを求めまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口久之君） これで篠塚信太郎君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は、明後日９日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 ３時４３分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野 口 久 之

〃 署名議員 山 田 均

〃 署名議員 山 内 武 夫